

いの町高齢者福祉計画  
第5期介護保険事業計画

平成24年3月  
いの町

## 【目次】

第1章	計画策定の趣旨等	1
第1節	計画策定の背景	1
1	高齢化の状況	1
2	介護サービスの状況	1
第2節	計画策定の趣旨	3
第3節	他計画との関係	4
第4節	計画期間	5
第5節	計画策定体制	6
第2章	高齢者を取り巻く状況	7
第1節	高齢者の状況	7
1	人口、高齢者数	7
2	地区別高齢者数	8
第2節	介護保険事業の現状	9
1	被保険者数（第1号被保険者数）	9
2	要支援・要介護認定者数、認定率	10
3	要介護度別認定者数の推移	12
4	居宅・施設サービス利用者数と受給率の推移	14
5	介護保険施設入所率の推移	14
第3章	計画策定の基本的な考え方	15
第1節	基本理念	15
第2節	計画の目標と施策	16
1	目標	16
2	施策	17
第4章	高齢者がいきいき暮らせるまち	21
第1節	地域で支え合うまちづくり	21
1	地域の日常の見守り・支え合い体制の構築	21
2	社会福祉協議会との連携	22
3	民生委員活動への支援	23
第2節	社会参加のまちづくり	24
1	老人クラブへの支援	24
2	高齢者教室（町民講座）の充実	25
3	スポーツ・レクリエーション活動の促進	26
4	シルバー人材センターへの支援	27
第3節	高齢者が生活しやすいまちづくり	28
1	生活空間整備	28
2	高齢者虐待防止	29
3	認知症高齢者への支援	30

第4節	安全で快適な生活環境づくり	32
1	高齢者支援事業（介護保険対象外サービス）	32
2	施設サービス及び支援施設等	41
第5章	高齢者が健やかに暮らせるまち	43
第1節	介護予防事業の推進	43
1	介護予防二次予防高齢者施策	43
2	介護予防一次予防高齢者施策	45
第2節	包括的支援事業の推進	47
1	介護予防ケアマネジメント事業	47
2	総合相談支援事業・権利擁護事業	49
3	包括的・継続的支援事業	51
第3節	高齢者施策（任意事業等）の推進	52
1	任意事業	52
2	任意事業以外の事業	55
第4節	保健・福祉・医療の連携	56
1	保健福祉サービスと医療の連携	56
第6章	高齢者が安心して暮らせるまち	57
第1節	平成26年度の高齢者介護のあるべき姿	57
1	施設サービスの重度高齢者への重点化	57
第2節	日常生活圏域と事業展開	58
1	日常生活圏域	58
2	事業展開	58
第3節	将来推計	60
1	人口・高齢者数の推計	60
2	要支援・要介護認定者数の推計	61
第4節	介護保険サービスの充実	62
1	サービスの種類ごとの利用状況等	62
2	サービス利用者数の見込み	75
3	サービス利用量の見込み	77
4	総給付費の見込み	79
第5節	地域包括支援センターの機能強化	81
1	地域包括支援センターの設置目的	81
2	地域包括支援センターの設置	81
3	地域包括支援センターの基本機能と事業展開	81
4	地域包括支援センター運営協議会	82
第6節	第1号被保険者の保険料の確保	83
1	介護保険事業の負担割合	83
2	所得段階区分と所得段階別被保険者数の見込み	84
3	標準給付費と地域支援事業の見込み	85
4	第5期介護保険料	86

第7節	介護保険事業計画の円滑な推進	88
1	事業者との連携	88
2	介護保険制度に関する広報	88
3	公平で適正な介護認定の実施	88
4	サービス提供体制の充実	88
5	利用者保護体制の確立	89
6	保険者機能の強化	89
7	介護給付費の適正化	89
8	低所得者等への対応	89
9	介護保険料の収納確保	90
10	介護療養病床の円滑な転換	90
11	計画の達成状況の点検及び評価	90
資料1	いの町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画用語解説	91
資料2	いの町高齢者福祉計画策定委員会委員名簿	93
資料3	いの町高齢者福祉計画策定委員会設置要綱	94

※ 計画本文中\*の付いた用語は、資料1（91ページ）に解説を掲載しています。

## 第1章 計画策定の趣旨等

### 第1節 計画策定の背景

#### 1 高齢化の状況

我が国の65歳以上の高齢者人口は、昭和25年には総人口の5%に満たない状況でしたが、昭和45年に7%を超え、国連の報告書において「高齢化社会」と定義される水準となりました。さらに平成6年には14%を超え、「高齢社会」と称されました。現在は23%を超え、5人に1人が高齢者という「超高齢社会」となっています。

また、平成18年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると、高齢者人口は今後、いわゆる「団塊の世代(\*1)」が65歳以上となる平成27年には3,370万人を超え、75歳以上となる平成37年には3,630万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増加を続け、平成54年に3,863万人でピークを迎えますが、その後は減少に転じると推計されています。

一方、いの町においても、これからますます高齢化が進行し、平成47年には高齢化率が45.3%に達すると推計されています。特に、15～64歳の生産年齢人口に対する75歳以上の後期高齢者人口の比率を見ると、平成17年には45.2%でしたが、平成27年には64.1%、平成47年には96.1%に達し、生活支援や介護が必要な高齢者が急激に増加することが予想されています。

#### 2 介護サービスの状況

社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年4月に介護保険制度が創設されましたが、創設後10年を経過して、介護サービスの利用者は在宅サービスを中心に着実に増加し、平成22年には約400万人となっています。

介護保険制度は、高齢期の暮らしを支える社会保障制度の中核として着実に機能し、少子高齢社会の日本において必要不可欠な制度として定着が進んでいます。一方、サービス利用の大幅な伸びに伴い、介護費用が急速に増大しており、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、介護費用は約19兆円から約24兆円になることが見込まれています。将来にわたって安定的に介護保険を運営するために、給付と負担のバランスについて長期的な視点で議論していくことが必要となっています。介護保険制度については、平成17年に大幅な法改正が行われ、予防重視型システムへの転換、地域を中心とした新たなサービス体系としての地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターの創設等、地域包括ケアシステム(\*2)の確立に向けてその一歩を踏み出しました。

しかし、医療ニーズの増加や、要介護度の重度化等、自宅での生活が難しくなり、

介護する家族の負担が重くなってしまいう介護リスクを、地域で支えきれていない等の課題が指摘されています。また、施設への入所を希望する人も多く、特別養護老人ホームへの入所申込者は在宅で重度の方で約6.7万人となっています。

このような状況を解決するために、日常生活圏域内において、介護、医療、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的、継続的に提供される体制の整備、すなわち地域包括ケアシステムを確立することが求められています。

このため、平成23年6月、第5期介護保険事業計画に向けて、地域包括ケアシステムの実現を図るため、医療と介護の連携の強化や、介護人材の確保とサービスの質の向上、高齢者の住まいの整備等を盛り込んだ法改正が行われました。その中では、単身・重度の要介護者等に対応できるよう、いくつかの新たなサービスも創設されています。

このような状況を踏まえ、第5期計画期間（平成24～26年度）では、平成27年における高齢者介護のあるべき姿を念頭に置き、長期的な展望を踏まえながら、制度の持続性の確保、明るく活力ある高齢社会の構築等を基本的視点として、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保および地域支援事業の実施に関する取り組み等を積極的に展開する必要があります。

#### ■第5期介護保険事業計画に向けて新たに創設されたサービス

##### ① 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」サービスを創設。

##### ② 複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供する複合型事業所を創設。

利用者のニーズに対応したサービスの提供が可能になるとともに、柔軟な職員配置等により、ケアの体制が構築しやすくなる等の利点がある。

##### ③ サービス付き高齢者向け住宅

日常生活や介護に不安を抱く、ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯の方が、特別養護老人ホーム等の施設への入所ではなく、引き続き住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「高齢者住まい法（国土交通省・厚生労働省共管）」の改正により、新たにサービス付き高齢者向け住宅の登録制度を創設。

##### ④ 介護予防・日常生活支援総合事業

町の判断により、地域支援事業として多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業を創設。

## 第2節 計画策定の趣旨

「いの町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」は、高齢者の「尊厳の保持」、  
「自立支援」という介護保険の基本理念に加え、これまでの経過と背景を踏まえつ  
つ、高齢者がいくつになっても住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、高齢者  
に対する介護予防、生活支援、健康づくり、生きがいづくり等の高齢者全般にわた  
る保健・福祉サービスを総合的、計画的に進めるとともに、介護保険事業の円滑な  
運営を図るため、「老人福祉事業」と「介護保険事業」を一体的に整理するものと  
します。

なお、今期の計画は、第3期計画（平成18～20年度）で策定した平成27年の目  
標に到達するための最終的な取り組みとなるものです。

### ○市町村老人福祉計画

老人福祉法第20条の8 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による  
事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下  
「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村老人福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

1. 当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標
2. 前号の老人福祉事業の量の確保のための方策
3. その他老人福祉事業の供給体制の確保に関し必要な事項

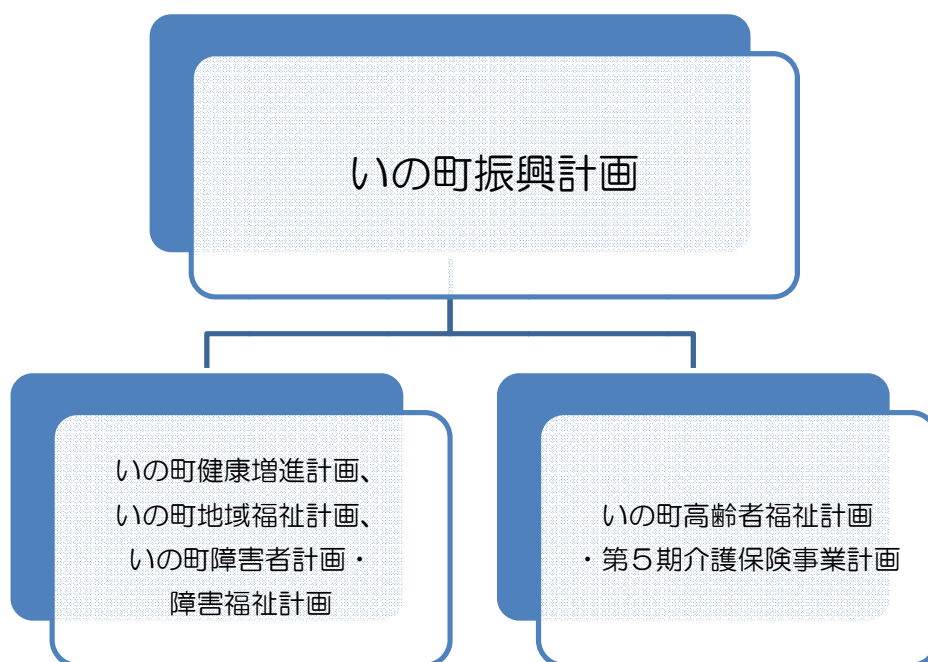
### ○市町村介護保険事業計画

介護保険法第117条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該  
市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定める  
ものとする。

### 第3節 他計画との関係

この計画は、国・県の保健福祉に関する各種計画との調和を保つとともに、いの町のまちづくりの指針である「いの町振興計画」に掲げられている『安心とやさしさ健康福祉のまちづくり』の高齢者福祉の分野について具体化するものです。

また、高齢者をはじめとする町民全体の保健・福祉の向上を図るため、各施策に関する部門別計画として、「いの町健康増進計画」、「いの町地域福祉計画」、「いの町障害者計画・障害福祉計画」を策定し、各種の事業を推進しており、これら計画との整合性をとりながら策定しています。





#### 第4節 計画期間

介護保険事業計画は3年毎に見直すこととされていることから、今期の計画期間は、平成24年度から平成26年度の3ヵ年とします。

なお、介護保険料については計画期間を通じて財政の均衡を保つものでなければならぬとされており、次回は平成26年度に見直しを行い、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする新たな計画を策定することとなります。

(計画期間)

平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
いの町高齢者福祉計画・ 第4期介護保険事業計画								
		計画 策定	いの町高齢者福祉計画・ 第5期介護保険事業計画					
					計画 策定	いの町高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画		
目標値設定 ⇒								

## 第5節 計画策定体制

今期（平成24～平成26年度）の計画の策定に当たっては、県との連携も図りつつ、住民（被保険者）、保健医療福祉関係者、高齢者団体代表、関係行政機関等で構成する「いの町高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、この策定委員会の中に「高齢者福祉計画部会」及び「介護保険事業計画部会」を設け、ご意見いただき策定しました。

（計画策定委員会等の開催状況）

会 議 名	開 催 日
第1回いの町高齢者福祉計画策定委員会	平成23年 8月30日
第1回いの町介護保険事業計画部会	平成23年11月11日
第1回いの町高齢者福祉計画部会	平成23年12月26日
第2回いの町高齢者福祉計画部会	平成24年 1月26日
第2回いの町介護保険事業計画部会	平成24年 2月 7日
第2回いの町高齢者福祉計画策定委員会	平成24年 2月28日

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

### 第1節 高齢者の状況

#### 1 人口、高齢者数

いの町の人口は、平成18年度の28,092人から平成23年度の26,056人と2,036人減少しています。

一方、高齢者数は、平成18年度の7,614人から平成23年度の7,806人と192人増加しており、高齢化率は30.0%と、町民の約3.3人に1人が高齢者という状況になっています。

(単位：人、%)

区 分	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
総人口	28,092	27,787	27,326	26,870	26,427	26,056
40～65歳 未満	9,817	9,713	9,564	9,377	9,247	9,210
高齢者数	7,614	7,702	7,764	7,872	7,871	7,806
65～75歳 未満	3,514	3,521	3,463	3,508	3,392	3,302
75歳以上	4,100	4,181	4,301	4,364	4,479	4,504
高齢化率	27.1	27.7	28.4	29.3	29.8	30.0

町集計（10月末数値）

## 2 地区別高齢者数

高齢者数の動向を地区別に見た場合、伊野地区、吾北地区は終戦前後における出生数の減少から、一時的に高齢者人口の減少が見られ、本川地区において減少局面に入っていることがうかがえます。

この要因としては、転出等の社会的な要素によるものではなく、自然動態によるものと推測されます。

高齢化率は各地区とも増加傾向にあり、伊野地区は25%を超え約4人に1人が、吾北・本川地区では45%を超え約2人に1人が高齢者となっています。

(単位：人、%)

区 分	高 齢 者 人 口			高 齢 化 率		
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
いの町全体	7,872	7,871	7,806	29.3	29.8	30.0
伊野地区	6,190	6,233	6,225	26.7	27.2	27.5
吾北地区	1,373	1,334	1,292	45.4	45.4	45.4
本川地区	309	304	289	48.9	50.0	49.6

町集計（10月末数値）

## 第2節 介護保険事業の現状

### 1 被保険者数（第1号被保険者数）

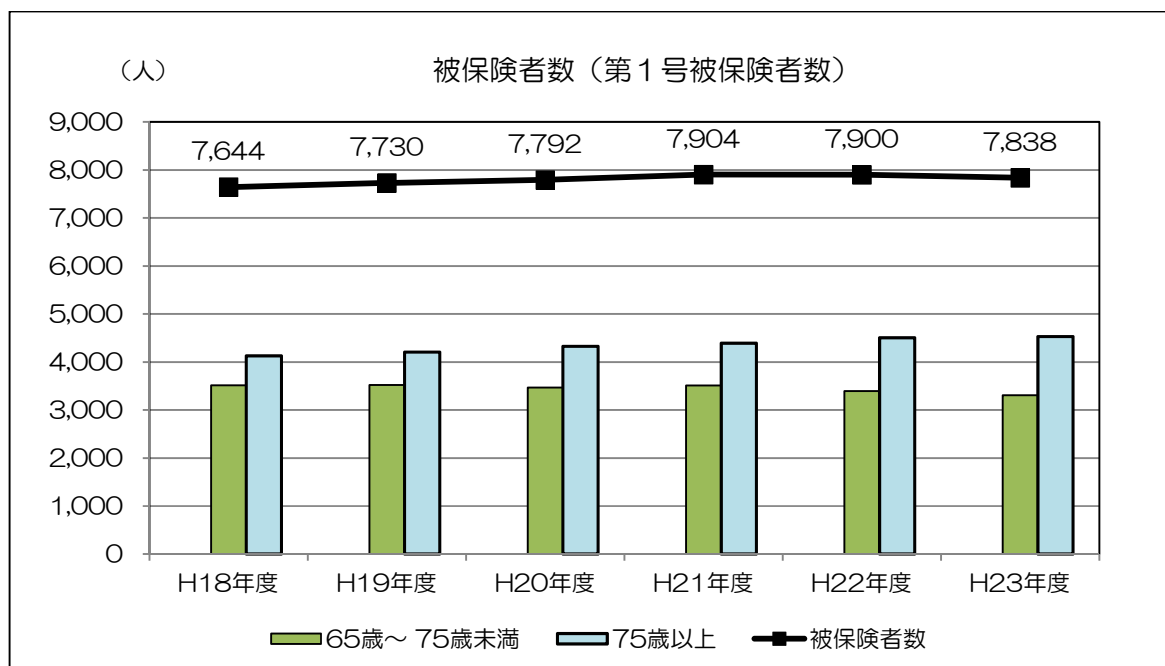
第1号被保険者数は、平成18年10月の7,644人から平成23年10月の7,838人と増加し、その増加率は2.5%となっています。

65歳から75歳未満の第1号被保険者数は、平成18年10月の3,517人から平成23年10月の3,308人と減少し、その減少率は5.9%、75歳以上の第1号被保険者数は平成18年10月の4,127人から平成23年10月の4,530人と大きく増加し、その増加率は9.8%となっています。

(単位：人)

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
被保険者数	7,644	7,730	7,792	7,904	7,900	7,838
65歳～ 75歳未満	3,517	3,523	3,467	3,513	3,396	3,308
75歳以上	4,127	4,207	4,325	4,391	4,504	4,530

介護保険事業状況報告より（10月末数値）



## 2 要支援・要介護認定者数、認定率

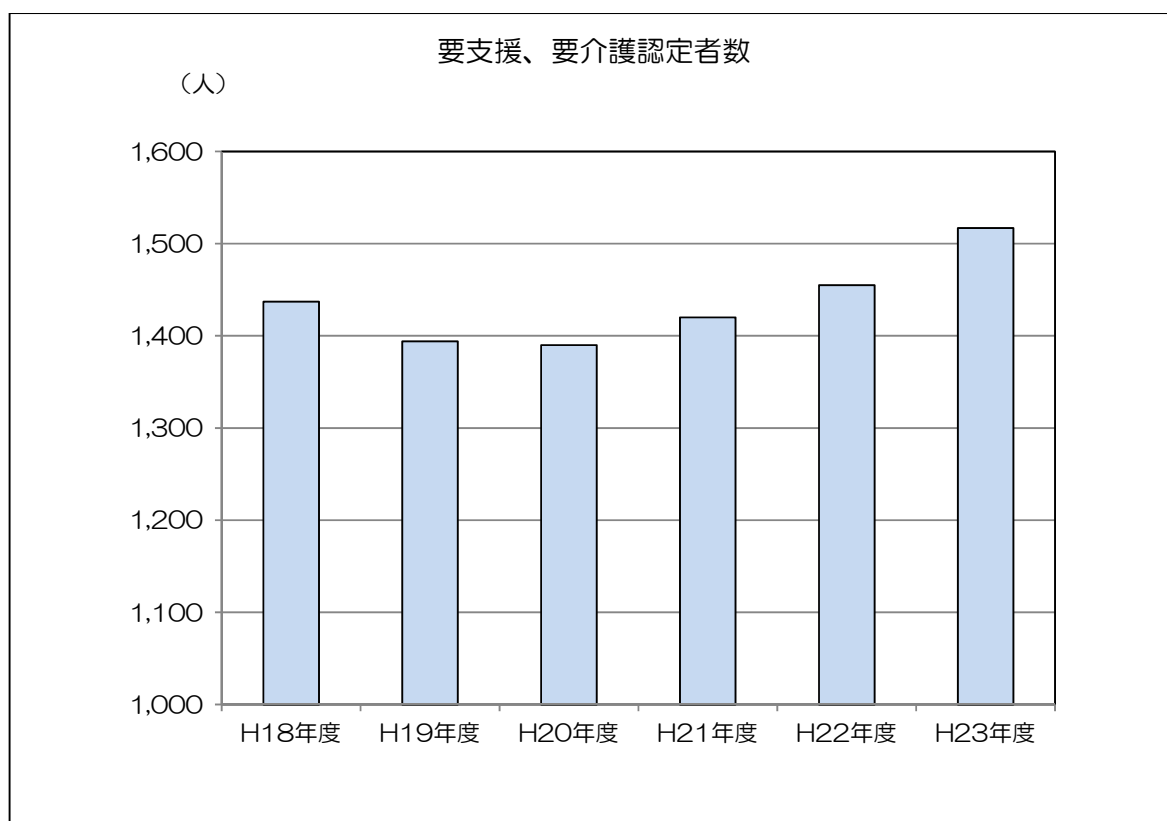
### (1) 要支援、要介護認定者数

要支援、要介護認定者数は、平成18年10月の1,437人から平成23年10月の1,517人と増加し、一時減少した時期もあるものの、6年間で80人増加し、その増加率は5.6%となっています。

(単位：人)

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
認定者数	1,437	1,394	1,390	1,420	1,455	1,517

介護保険事業状況報告より(10月末数値)



(2) 認定率（第1号被保険者の認定者数／第1号被保険者数）

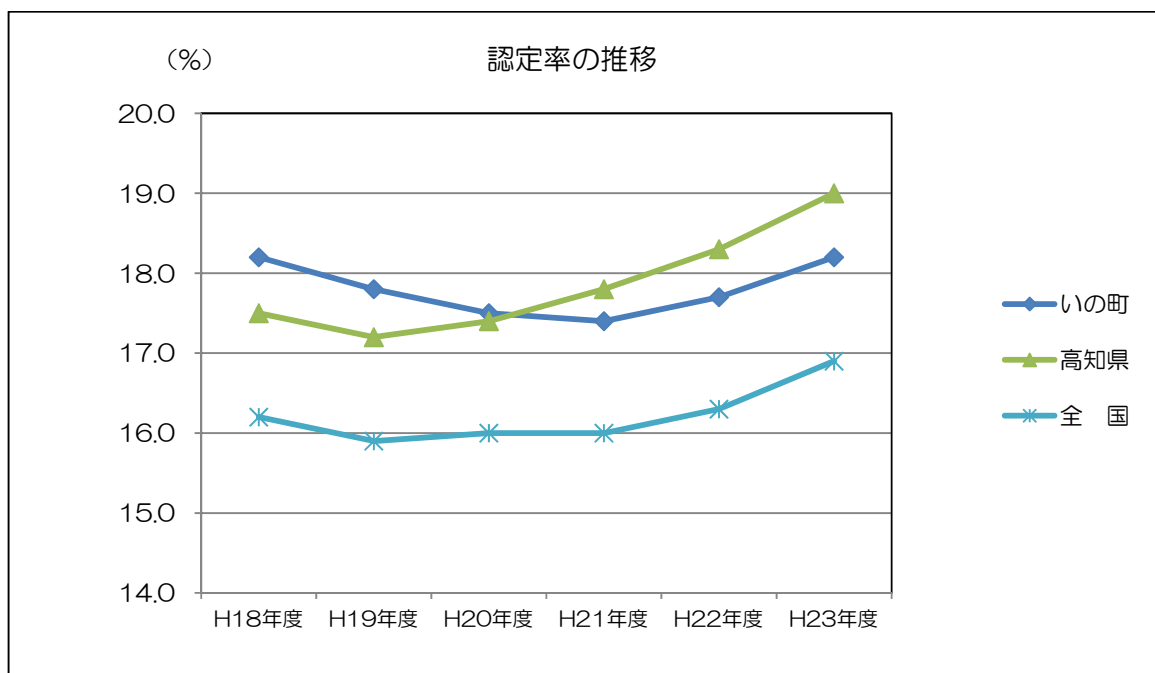
認定率は、一時低下した時期もあるものの、平成22年度から再び上昇に転じ、平成23年4月の18.2%となっています。

また、平成23年4月の認定率は全国平均より1.3%高いものの、高知県平均より0.8%低い状況となっています。

(単位：%)

区 分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
いの町 認定率	18.2	17.8	17.5	17.4	17.7	18.2
高知県 認定率	17.5	17.2	17.4	17.8	18.3	19.0
全 国 認定率	16.2	15.9	16.0	16.0	16.3	16.9

町集計（4月末数値）



### 3 要介護度別認定者数の推移

要介護度別の要支援、要介護認定者数の推移をみると、平成18年の制度改正に伴い、従前の「要介護1」が「要介護1」と「要支援2」に細分化されたため、軽度者の推移に変動がありますが、平成18年10月と平成23年10月を比較すると軽度と重度の認定者が増加傾向となっています。

(単位：人)

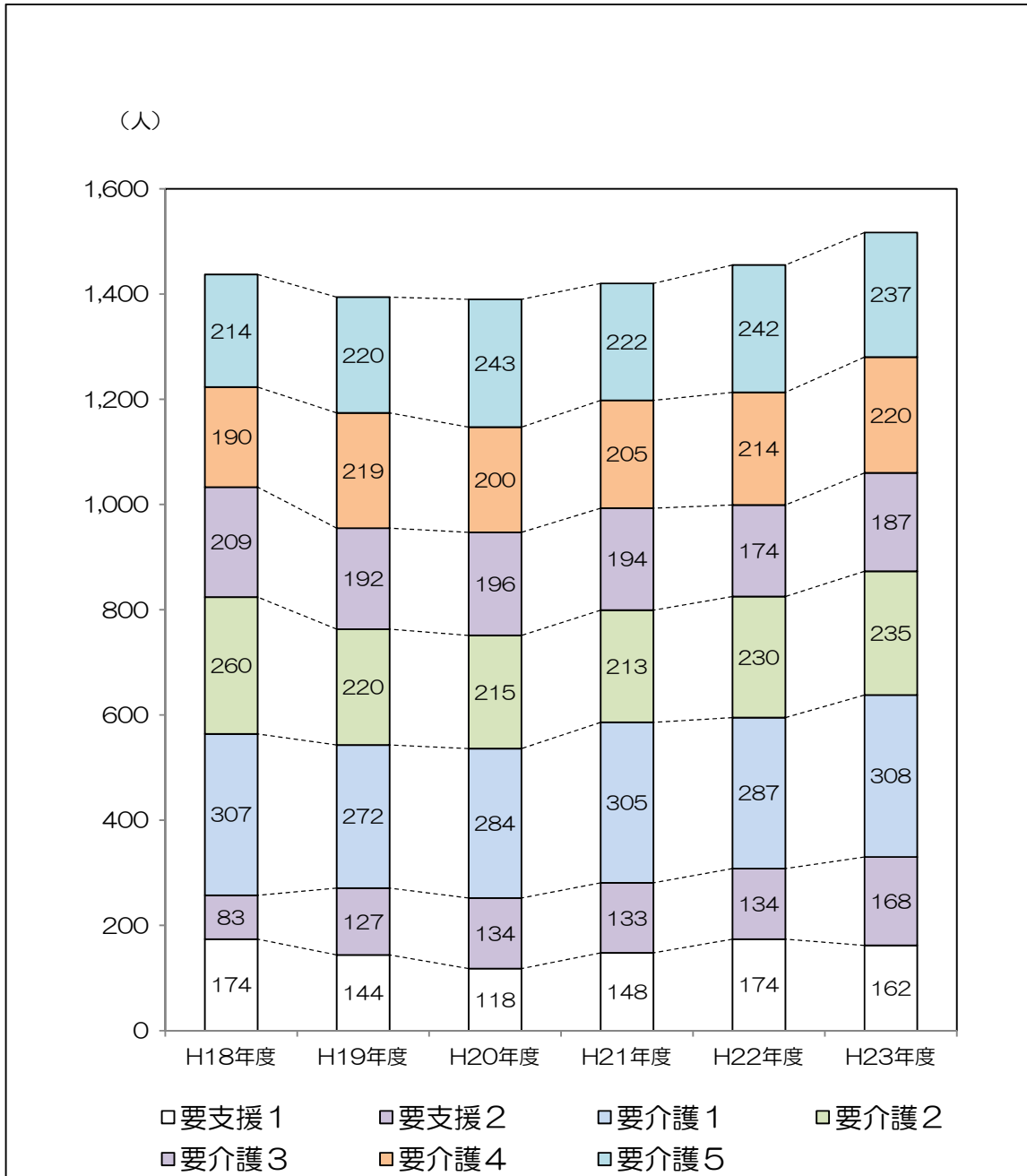
区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
要支援1	174	144	118	148	174	162
要支援2	83	127	134	133	134	168
経過的要介護	—	—	—	—	—	—
要介護1	307	272	284	305	287	308
要介護2	260	220	215	213	230	235
要介護3	209	192	196	194	174	187
要介護4	190	219	200	205	214	220
要介護5	214	220	243	222	242	237
合計	1,437	1,394	1,390	1,420	1,455	1,517

介護保険事業状況報告より（10月末数値）

(平成18年10月と平成23年10月の比較)

要支援		経過的要介護	要介護					計
1	2		1	2	3	4	5	
-6.9%	+102.4%	—	+0.3%	-9.6%	-10.5%	+15.8%	+10.7%	+5.6%





#### 4 居宅・施設サービス利用者数と受給率の推移

居宅サービスの利用者数は、平成18年10月の574人が平成23年10月には689人と115人（20.0%）の増加となっています。平成18年度から創設された地域密着型サービスは、創設以降に新たな施設整備がなかったこともあり、ほぼ横ばいの状況となっています。

また、施設サービスの利用者数は、療養病床の転換等の影響もあり402人から349人と53人（13.2%）の減少となっています。

（単位：人、%）

区 分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
居宅サービス利用者数	574	552	572	572	627	689
地域密着型サービス利用者数	106	111	114	111	110	117
施設サービス利用者数	402	385	357	344	349	349
サービス受給率	75.3	75.2	75.0	72.3	74.6	76.1

介護保険事業状況報告より（10月分数値）

注）サービス受給率は認定者数に対するサービス利用者数の比率

#### 5 介護保険施設入所率の推移

65歳以上の高齢者に対する施設入所者数の割合は、平成18年10月の5.2%から平成23年10月には4.4%と0.8%減少しています。

（単位：%）

区 分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
いの町	5.2	4.8	4.7	4.5	4.5	4.4

町集計

## 第3章 計画策定の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

この計画の基本理念を「いくつになっても住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」とします。

高齢化が急速に進行する中、すべての高齢者が住み慣れた地域の中で、人としての尊厳を保ち、安心して、その人らしい心豊かな生活を送ることができる社会の実現が求められています。

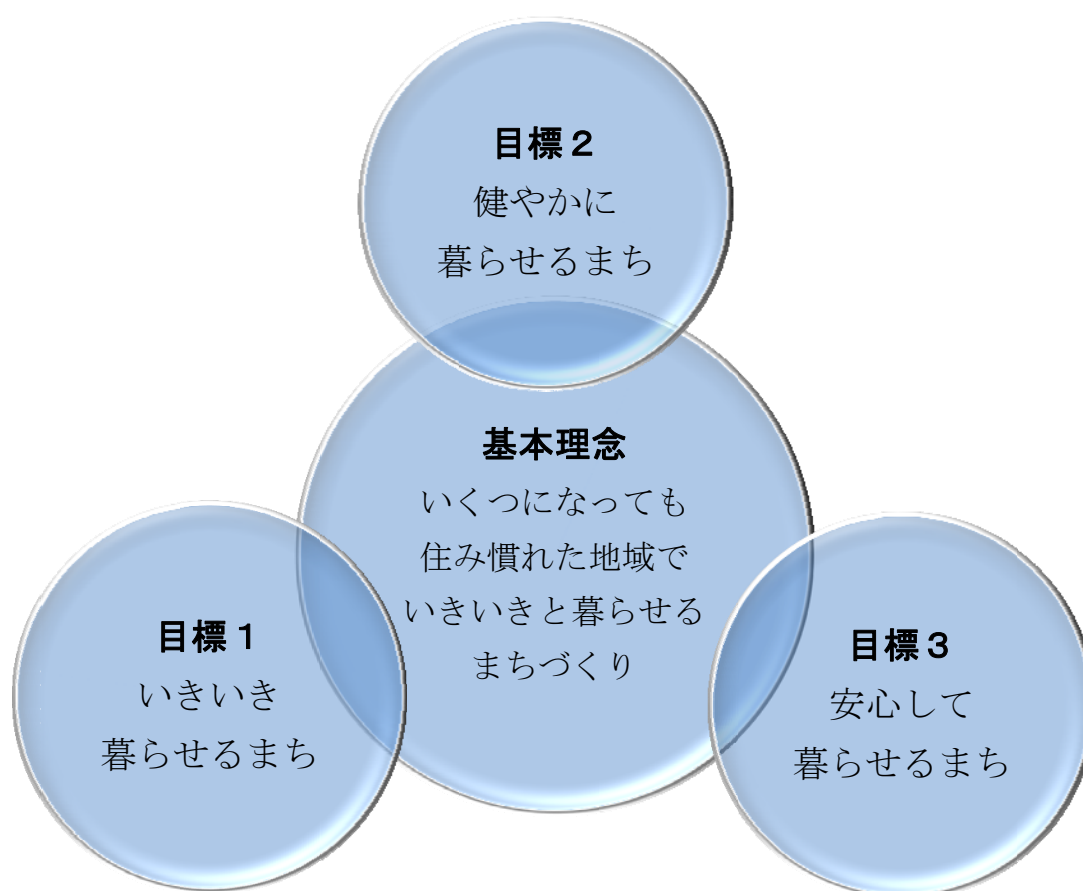
そのためには、だれもが健康で、生きがいを持った生活ができることが必要であり、また、いくつになっても地域で暮らすためには、地域での支え合いなどのコミュニティがしっかりとし、たとえ介護を要する状態となっても、さまざまなサービスが充実していることなどが重要です。

町では、保健、福祉、医療、教育などの各分野との緊密な連携のもと、高齢者の生きがいづくり、積極的な社会参加の促進、健康づくりや介護予防事業の推進、地域支援体制の構築、高齢者福祉サービスや介護保険サービスの充実など、さまざまな施策を総合的かつ効果的に実施することにより、「いくつになっても住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくり」の実現を目指します。

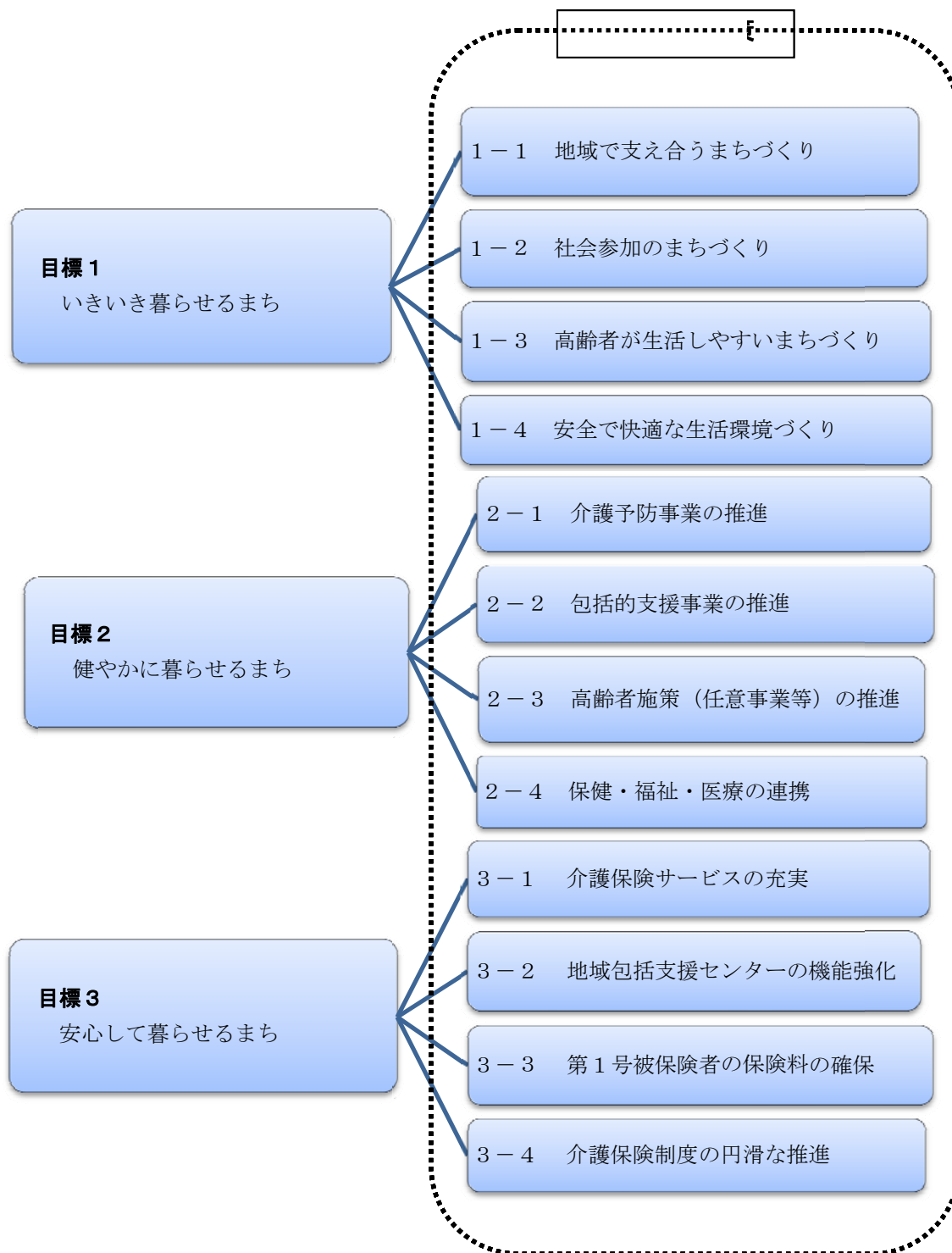
## 第2節 計画の目標と施策

### 1 目標

この計画では、基本理念の実現に向けて、次の3つの計画の目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。



## 2 施策



## 目標1 高齢者がいきいき暮らせるまち

### 1-1 地域で支え合うまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域全体で高齢者を支え合い、自立を支援することが必要です。

このためには、福祉意識の高揚を図るとともに、多様な主体による地域福祉のネットワーク体制を構築し、地域福祉の総合的な推進を図り、“地域の福祉力”を高めることが必要であり、地域包括支援センター、社会福祉協議会や民生委員等を機軸としたさまざまな活動を通じて、地域で支え合うまちづくりを進めます。

### 1-2 社会参加のまちづくり

高齢者が心豊かにいきいきと暮らすためには、高齢者が家庭・地域・企業等の各分野において、長年にわたり培ってきた豊かな経験と知識や技能を活かし、健康で生きがいを持って社会活動ができる環境づくりが必要です。

このためには、老人クラブ活動の活性化、スポーツ・レクリエーションや高齢者向けの各種教室への積極的な参加、シルバー人材センターによる就業活動の促進を図り、高齢者が積極的に社会参加できるまちづくりを進めます。

### 1-3 高齢者が生活しやすいまちづくり

高齢者が心身ともに生活しやすいまちづくりの実現のためには、ハード面およびソフト面双方の環境整備が必要です。

このためには、歩道の整備や段差の解消などユニバーサルデザイン<sup>(※3)</sup>に配慮した道路環境の整備、バリアフリー仕様<sup>(※4)</sup>の住環境及び公共施設の整備改善の促進とともに、高齢者虐待の防止、認知症の高齢者への支援対策の推進を図り、高齢者が生活しやすいまちづくりを進めます。

### 1-4 安全で快適な生活環境づくり

高齢者が安全で快適に生活するためには、高齢者のニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供が必要です。

このためには、緊急通報装置の設置や外出支援サービスの提供、閉じこもり防止のための生きがい活動支援通所事業の実施、高齢者を敬愛し長寿を祝福する敬老事業など、高齢者に対するさまざまな施策を推進し、安全で快適な生活環境づくりを進めます。

## 目標2 高齢者が健やかに暮らせるまち

### 2-1 介護予防事業の推進

生涯を通じて心身ともに健康で自立した生活を送ることは、市民共通の願いです。特に、高齢者ができる限り介護を必要とする状態にならないよう、心身の健康の維持・増進を図ることが強く求められています。

このためには、要介護・要支援状態となる恐れのある高齢者を早期に把握し、各種の施策を通じて生活機能の低下を予防することが必要であり、介護予防事業や介護予防普及啓発事業の積極的な展開を図ります。

### 2-2 包括的支援事業の推進

高齢者が健やかに日々の生活を送るためには、自立保持に向けた機能の維持・向上のためのケアマネジメント(\*5)を適切に行うことが重要です。

また、高齢者が抱えるさまざまな不安を解消するとともに、尊厳ある生活を送ることも重要な課題となっています。

このためには、介護予防ケアマネジメント事業の効果的な利用を促進するとともに、さまざまな相談体制の機能強化を図り、包括的な支援を推進します。

### 2-3 高齢者施策（任意事業等）の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、一人ひとりの心身の状態に応じたきめ細かな支援はもとより、家族に対する支援を行い、高齢者とその家族の生活の安定と生活の質を高めていくことが重要となっており、介護保険サービス以外の高齢者施策についても事業展開を図ります。

### 2-4 保健・福祉・医療の連携

医療制度改革等により、今後ますます在宅で医療を受ける高齢者が増加すると予測されていることから、地域の中で適切な医療や介護が受けられるよう、さまざまな専門機関が協働して、その機能を十分に発揮できる保健・福祉・医療のネットワークの構築を図ります。

### 目標3 高齢者が安心して暮らせるまち

#### 3-1 介護保険サービスの充実

介護保険の基本理念に基づき、要支援・要介護認定者の自立支援をめざし、必要な時に必要なサービスを適切に受け取ることができるよう、サービスの量・質の一層の拡充を図ることが必要です。

このためには、多様な主体によるサービス提供体制の整備を促進し、サービス提供基盤の強化を図るとともに、利用者が適切かつ効果的なサービスを楽しむよう指導・助言に努めます。

#### 3-2 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続するためには、地域における保健・医療サービスや福祉サービスを総合的に提供するとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメントシステムを構築する中核拠点が必要となります。

これらの中核拠点を担う「地域包括支援センター」において、予防給付等に関する“介護予防マネジメント業務”、包括的・継続的なケアの支援を行う“包括的・継続的ケアマネジメント業務”、高齢者の相談を総合的に受け止め、必要なサービスにつなぐとともに、虐待の防止など高齢者の権利を擁護する“総合相談支援・権利擁護業務”の機能強化を図り、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

#### 3-3 第1号被保険者の保険料の確保

介護を社会全体で支え合う介護保険制度を持続可能な制度として運営するためには、介護保険サービスに要する費用に応じて国・県・市とともに、被保険者にも一定の負担をしていただく必要があります。

この被保険者の負担分である保険料が過大とならないよう、平成24年度から平成26年度の3カ年の介護保険に要する費用を的確に見込み、負担能力に応じた設定を図ります。

#### 3-4 介護保険制度の円滑な推進

介護保険制度を円滑に推進するため、サービスに関する情報提供に努めるとともに、適正な介護認定や給付管理、介護相談員の派遣や苦情相談機能の充実による利用者保護など、さまざまな施策の展開を図ります。



## 第4章 高齢者がいきいき暮らせるまち

### 第1節 地域で支え合うまちづくり

#### 1 地域の日常の見守り・支え合い体制の構築

##### 〈現況〉

地域の住民同士のつながりが希薄になる中、ひとり暮らしを含めた高齢者のみの世帯が急激に増え、孤独死や老々介護等が大きな社会問題となっています。

高齢社会においては、地域におけるお互いの安否確認、閉じこもり予防、緊急事態発生時の対応等が非常に重要な課題となっていますが、地域住民同士の連携、民生委員を中心とした地域で見守り活動を行う団体や関係機関、さらに電気、新聞販売店等の高齢者と接する機会を持つ事業者等との連携など、まだ十分ではない状況にあります。

##### 〈評価・課題〉

- 一番身近な地域の住民同士による、日常的な見守りや支え合いが最も必要なことであり、このための住民意識の啓発や支え合いのシステムの充実を図る必要があります。
- 民生委員や町内会、老人クラブ、介護サービス提供事業者等と関係機関が可能な限り情報を共有・交換し、地域・関係機関・行政等の全てが一体となって高齢者の生活を支えるネットワークの仕組づくりが必要です。

##### 〈取組の方向〉

- ひとり暮らしを含めた高齢者のみの世帯および要介護度の高い高齢者等に対して、地域の関係機関や民生委員を中心として、緊急事態の発生時だけでなく、日常からの安否確認や閉じこもりを防ぐための声かけなどに対応できる連携システムの充実を図ります。
- 地域包括支援センターを中心に、ひとり暮らしを含む高齢者のみの世帯等に対する相談体制の充実・強化に努め、緊急時には速やかに必要なサービスにつなげます。

## 2 社会福祉協議会との連携

### 《現況》

社会福祉協議会は、住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする地域福祉推進の中核団体です。

区長会、民生委員・児童委員協議会、福祉団体、ボランティア団体、行政機関の代表者などにより運営されています。

多くの町民や関係諸団体などと協働しながら、福祉サービス利用支援や総合相談活動などの福祉サービスの推進・強化、小地域を基盤とした福祉のまちづくり活動や在宅福祉サービス活動、介護保険サービス事業、生活福祉資金貸付事業、共同募金分配金による地域福祉活動などの地域福祉の総合的な推進、ボランティア活動の支援やボランティアに携わる人材の発掘・育成の促進などのボランティア活動の推進など、さまざまな活動に取り組んでいます。

### 《評価・課題》

高齢者等の自立生活を支えるために介護保険制度における在宅福祉サービスの安定した供給の推進はもとより、地域福祉推進の中核としてふれあいサロンなど、町民とともに地域の福祉力を高めるための小地域福祉活動の推進と地域格差の解消に向けた取り組みが期待されます。

### 《取組の方向》

地域福祉を担う中核組織としての役割が十分に発揮されるよう、社会福祉協議会を軸とした地域福祉ネットワーク体制の充実に努め、福祉サービスの推進・強化、地域福祉の総合的な推進、ボランティア活動の推進などが図られるよう支援します。

### 3 民生委員活動への支援

#### 《現況》

民生委員は、地域住民の最も身近なところで、地域住民の立場に立った相談、援助を行い、住み慣れた地域で一人ひとりが安心して暮らせるよう支援しています。

ひとり暮らしを含めた高齢者のみの世帯、寝たきりの高齢者など日頃から支援を必要とする地域住民の生活状態を把握し、行政・その他の関係機関と連携を図ることで、生活課題の早期発見、早期対応を進めるとともに、平常時における見守り、災害時要援護者登録制度に基づく台帳登録の勧奨や災害時における情報伝達や避難支援などの活動も行っています。

また、支援が必要な地域住民に福祉サービスを適切に利用するために必要な情報を提供したり、家族介護支援金支給事業の申請に必要な介護証明書の作成など、地域住民と必要な福祉サービスをつなぐパイプの役割を担っています。

#### 《評価・課題》

多様な生活課題に対応するためには、支援内容も多分野にわたるため、福祉・保健・医療・教育などさまざまな関係機関との連携が必要になります。

社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健・医療機関などの関係機関のほか、ボランティアグループや地域の住民なども加え、支援が必要な地域住民を囲むネットワークづくりを推進し、これらと連携した活動をすることが不可欠です。

#### 《取組の方向》

多様な生活課題、地域課題へのよりの確な対応を可能にするため、民生委員の知識の取得を支援するとともに、福祉サービス等や個々に対応した情報提供など地域福祉の推進役として民生委員が行う個別援助活動に協力します。

## 第2節 社会参加のまちづくり

### 1 老人クラブへの支援

#### 《現況》

高齢者の知識や経験を活かして取り組む地域との交流や見守り活動など、さまざまな活動を行っています。健康増進・社会奉仕・友愛訪問活動等を軸に、地域のひとり暮らし高齢者等を孤立させず、閉じこもらせない仲間づくり、自らの健康や生きがいつくり、地域を豊かにする多様な社会活動を通じ、明るい長寿社会をめざして幅広い活動に取り組んでいます。

#### 《評価・課題》

○老人クラブは、高齢者が生活を豊かにするための仲間づくり、健康づくりおよび生きがいつくりの場として、重要な役割を果たしています。

○高齢者人口は増加していますが、会員数やクラブ数は減少する傾向にあります。

○若い世代の会員が少なく、クラブ自体が高齢化している状況にあるため、会員の加入促進や若手リーダーの育成が必要です。

#### 《取組の方向》

○団塊の世代への加入促進、魅力あるクラブづくりの活動促進を支援します。

○高齢者の生きがいつくりと健康づくり及び社会参加の促進の観点からなど、クラブ活動の活発化を支援します。

○若手リーダーの育成を支援します。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
単位クラブ数	45 団体	43 団体	42 団体
会 員 数	1,975 人	1,858 人	1,565 人
加 入 率	19.7%	18.2%	16.0%
高知県加入率	18.7%	17.2%	16.1%

## 2 高齢者教室（町民講座）の充実

### 《現況》

高齢者教室は、高齢者が地域社会とのつながりを持ちながら、心豊かに生きがいのある生活を送ることができるよう、公民館が主体となって開催しています。この教室では、主に65歳以上を対象として教養・趣味等の講座のほか、健康づくりや世代間交流を含め多様な活動を行っています。

### 《評価・課題》

- 高齢者の意欲創出、社会参加に役立っています。
- 多様化する高齢者のニーズに対応した教室が求められています。

### 《取組の方向》

- 多様化するニーズに応えられるよう教室内容の充実を図ります。
- さまざまな教室を展開するために指導者の確保に取り組みます。

### 老人大学

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度見込み
開催教室数	9 教室	9 教室	8 教室
延参加者数	693 人	655 人	600 人

### 民謡教室

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度見込み
延参加者数	504 人	600 人	550 人

### 3 スポーツ・レクリエーション活動の促進

#### 《現況》

町では、高齢者になっても元気でいきいきとした生活を送ることができるよう、生涯にわたる健康づくりや体カづくりを見据えたスポーツ教室等の実施やスポーツ・レクリエーション施設の提供により、地域に根ざした生涯スポーツの推進に努めています。

また、老人クラブ連合会では、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ、ペタンクのスポーツ講習会・大会などが開催され、スポーツを楽しむとともに会員相互の親睦を深めています。

#### 《評価・課題》

○高齢者を含めた多くの町民が参加しやすい事業を推進するため、いのスポーツクラブ、体育会、体育指導委員会などの関係団体との連携による地域に根ざしたスポーツの推進が求められています。

#### 《取組の方向》

○スポーツを通して交流を深め、高齢者になっても健康で楽しく生活できるよう、体カづくり、健康づくりを目的としたスポーツ・レクリエーション活動を促進します。

種 類	活 動 場 所	種 類	活 動 場 所
ターゲットバード ゴ ル フ	すこやかセンター伊 野多目的広場、下八 川グラウンドほか	フラダンス	伊野公民館ほか
グラウンドゴルフ	すこやかセンター伊 野多目的広場、下八 川グラウンドほか	卓 球	高齢者生きがいセン ター、伊野体育館ほ か
ゲートボール	伊野・吾北・本川各 地区ゲートボール場 ほか	各種体操	高齢者生きがいセン ター、伊野公民館、 天王コミュニティセ ンターほか
ペ タ ン ク	すこやかセンター伊 野多目的広場、大内 グラウンドほか	囲 碁	総合健康センター、 伊野公民館ほか
マ ー ジ ャ ン	総合健康センターほ か	将 棋	総合健康センター、 伊野公民館ほか

#### 4 シルバー人材センターへの支援

##### 《現況》

「自主・自立、共働・共助」の理念の下に、高齢者の就業機会の確保のため、就業に関する情報の提供、就業相談、無料職業紹介及び講習会等の事業を行っています。

平成22年度末の会員数は366人、契約件数は2,742件、契約金額は136,864,147円となっています。

##### 《評価・課題》

○厳しい経済環境に対応した事業運営に加え、民間事業者との調整が必要となっています。

○会員の希望に沿えるよう多様な就業先の確保が求められています。

○公平に就業機会を与えるとともに安全に就業できる環境を整備することが必要です。

##### 《取組の方向》

○就労意欲のある会員の確保を支援します。

○社会環境や就業に関する情報収集を支援します。

○地域に密着した就業による、高年齢者の社会参加の促進を支援します。

##### 事業実績

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度見込み
会 員 数	370 人	366 人	370 人
契 約 件 数	2,719 件	2,742 件	2,760 件
契 約 金 額	139,644,124 円	136,864,147 円	137,000,000 円
就 業 延 人 員	28,761 人	27,376 人	27,500 人

### 第3節 高齢者が生活しやすいまちづくり

#### 1 生活空間整備

##### 《現況》

高齢者や障害者はもとより、すべての県民が安全で快適に暮らすことができる高知の実現を目指して、高知県が平成9年3月25日に「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、県、市町村、県民および事業者が一体となって、高齢者や障害者を含む全ての人々が安全で快適に生活できる環境整備が総合的に推進されており、この施策に町も協力し推進しているところです。

##### 《評価・課題》

- 日常生活や社会生活における物理的・心理的な障害や制度上の障壁など、高齢者を取り巻く環境を検証しながら、ユニバーサルデザインを推進する必要があります。
- 公共施設の環境改善だけでなく、高齢社会に対応した住環境の改善も合わせて推進することが重要です。

##### 《取組の方向》

- 歩道の整備や段差の解消、点字ブロックの設置、わかりやすい看板や案内表示の設置などユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。
- 「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、公共施設、店舗、駅、道路、公園などの特定施設の整備改善を促進し、高齢者等が生活しやすい環境整備を推進します。
- 高知県と連携し、高齢者にやさしい住環境についての知識の普及に努めます。



## 2 高齢者虐待防止

### 《現況》

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、虐待を受けた高齢者への対応および養護者の負担軽減のほか、虐待防止の支援等を行うことが明記されました。

平成22年11月の厚生労働省の調査結果によると、平成22年度の養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、全国で23,404件あり、そのうち15,615件（66.7%）が虐待（疑い）と判断され、町においては、相談・通報件数7件のうち全てが虐待であると判断されています。

町（地域包括支援センター）では高齢者虐待に迅速かつ適切に対応するため、「高齢者虐待対応マニュアル」を作成し、関係機関との連携を図り、相談・受付体制の整備、対応等をまとめ、広報啓発なども行っています。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度見込み
相談・通報件数	4 件	7 件	7 件
うち虐待と判断されたもの	4 件	7 件	7 件

### 《評価・課題》

○介護に当たる家族等からは、高齢者が認知症になったという事実を受け容れることができない、病気であることが理解できないなどの事例も多く、家族や地域住民に理解がなされるような取り組みが必要です。

○支援を必要とする高齢者を地域から相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生、深刻化を防止するためには、地域においてさまざまな関係者によるネットワークを推進していくことが重要です。

### 《取組の方向》

○早期に発見し、介護サービスや医療機関の利用に結びつけるための広報啓発、介護教室・家族介護者交流事業等を活用した介護負担の軽減や学習の場の提供に努めます。

○「高齢者虐待防止ネットワーク委員会」を活用した虐待事例への迅速かつ適切な対応を行います。

### 3 認知症高齢者への支援

#### 《現況》

今後高齢化の進展とともに、認知症高齢者の一層の増加が見込まれています。厚生労働省の集計による全国の認知症の高齢者数は、平成17年の約205万人から、団塊の世代がすべて65歳以上となる平成27年には1.5倍にあたる約302万人になると推計されています。

認知症の高齢者やその家族を支援する上で、早期段階での適切な診断と対応、並びに正しい知識と理解に基づく介護が不可欠であり、いの町では、認知症予防教室等において認知症の周知・啓発を行うとともに、地域包括支援センターを中心に相談体制を整備し、関係機関と連携を図りながら対応しています。

また、認知症に関して専門的な診断・治療が必要な高齢者は、平成23年度から高知市内に開設されている「認知症疾患医療センター（\*6）」で医療相談、早期診断・治療を受ける体制が整備されています。

#### 《評価・課題》

- 認知症の高齢者が尊厳を持ってその人らしい生活を送るためには、家族や地域住民による認知症に対する理解と支援が不可欠であり、正しい知識や予防方法、介護に必要な技術の普及・啓発を行うことが必要です。
- 介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図り、高齢者虐待の予防を図る必要があります。
- 認知症の高齢者や家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、予防、早期発見、相談、ケアにつなぐ体制を整備するとともに、地域での見守りおよび家族への支援などが必要です。
- 65歳未満で認知症を発症した若年性認知症の方については、地域での理解も進んでいません。

#### 《取組の方向》

- 一般町民を対象とした認知症の予防教室等により認知症を正しく理解し、認知症の予防、早期発見、治療に結びつくよう普及・啓発に努めます。
- 認知症の高齢者や家族を見守る地域のサポーターを育てるため、認知症に関する知識の普及・啓発を行う指導者（キャラバンメイト（\*7））を育成します。
- 介護教室などにより、適切な介護技術の普及に努めます。
- 認知症になってもできる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、高齢者とその家族を地域で支援する体制づくりを推進します。
- 認知症の高齢者の家族の介護負担を軽減するため、地域包括支援センターを中心に相談機能の充実を図るとともに介護者同士の交流の場の提供など支援体制を推進します。
- 認知症の高齢者の権利や財産、日常生活における法的保護を図るため、成年後見

- 制度利用支援事業や権利擁護事業を推進します。
- 今後は親族等による成年後見の困難なケースが増加すると見込まれますので、市民後見（\*8）の普及と利用促進について検討します。
  - 若年性認知症に対する理解を促進し、必要な支援について検討します。

## 第4節 安全で快適な生活環境づくり

### 1 高齢者支援事業（介護保険対象外サービス）

#### （1）外出支援サービス事業

##### 《現況》

閉じこもりがちな虚弱な高齢者等を対象に、リフト等の特殊な装置を備えた福祉車両により、居宅と介護予防・生きがい活動支援事業等を実施している施設までの間を移送するサービスを社会福祉協議会に委託し実施しており、延利用回数は年々減少傾向にあります。

区 分	登 録 者 数	延 利 用 回 数
平成 21 年度	14 人	490 回
平成 22 年度	7 人	329 回
平成 23 年度見込み	7 人	267 回

##### 《評価・課題》

- 閉じこもりがちな虚弱な高齢者及び障害者には不可欠な事業であり、生きがいを持った在宅生活を支えていく上で大きな役割を果たしています。
- サービス提供をできていない地域もあり、サービス提供体制の拡充を図る必要があります。

##### 《取組の方向》

- 閉じこもりがちな虚弱な高齢者及び障害者には不可欠な事業であり、生きがいを持って在宅生活を送ることができるよう、今後も事業を継続して推進します。

区 分	計 画 値	
	登 録 者 数	延 利 用 回 数
平成 24 年度	10 人	380 回
平成 25 年度	10 人	380 回
平成 26 年度	10 人	380 回

## (2) 軽度生活支援事業

### 《現況》

介護保険の認定において非該当と認定された者のうち、ひとり暮らしの高齢者等が、在宅で自立した生活を継続して送ることができるようホームヘルパー等を派遣し、日常生活上の軽易な援助を行う事業で、腰痛、骨折などによる一時的な利用者を想定した事業となっていますが、平成21年度から平成23年度までの利用者はありません。

### 《評価・課題》

- 日常生活に支障のあるひとり暮らしの高齢者等の自立した生活の維持や介護予防のために必要な事業です。
- 介護保険の認定において非該当の認定者が対象となっていることもあり、平成20年度以降は利用者がいない状況となっています。

### 《取組の方向》

- 介護保険の認定において非該当と認定された、生活支援の必要なひとり暮らしの高齢者等が安心して在宅生活を送ることができるよう、事業を継続して推進します。

区 分	計 画 値	
	利用者（人）	延利用回数（回）
平成 24 年度	1 人	48 回
平成 25 年度	1 人	48 回
平成 26 年度	1 人	48 回

### (3) 住宅改造費助成事業

#### 《現況》

低所得の要介護または要支援の高齢者や障害者等が、住宅の支障箇所について身体状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する費用について1件あたり100万円を限度額として、その3分の2を助成しています。

また、介護保険法に基づく居宅介護住宅改修費等と併せて行うことも可能となっています。

制度の利用状況は、年度によってばらつきがありますが、近年は3件未満で推移しています。

区 分	利用件数 (件)
平成 21 年度	1 件
平成 22 年度	2 件
平成 23 年度見込み	2 件

#### 《評価・課題》

○高齢者や障害者が住み慣れた自宅で少しでも自立した生活を送るために必要な事業です。

○日常生活に必要な動作能力が低下した高齢者等の利便性を高め、自立した生活が維持できるよう支援することが必要です。

#### 《取組の方向》

○町広報等により制度の周知を図り、事業の利用啓発に努めます。

○関係機関と連携し、最大限の費用対効果となるよう相談支援を行います。

区 分	利用件数 (計画値)
平成 24 年度	3 件
平成 25 年度	3 件
平成 26 年度	3 件

#### (4) 緊急通報システム整備事業

##### 《現況》

急病・事故等により援助を必要とする場合、緊急通報装置の利用者は、機器を通じて安心センター（委託事業者）に通報でき、あらかじめ登録された地域の協力員により速やかに緊急時の対応及び相談業務を行っています。利用件数は減少傾向にあります。

区 分	利 用 件 数
平成 21 年度	37 件
平成 22 年度	33 件
平成 23 年度見込み	29 件

##### 《評価・課題》

○身体に不安のあるひとり暮らしの高齢者等にとって、緊急事態の不安解消や事故の未然防止につながるため必要な事業です。

##### 《取組の方向》

○ひとり暮らしの高齢者等の安全・安心の確保を図るため、近隣の協力者と連携し事業を推進します。  
○緊急通報装置の設置に当たって、機器の操作方法等を理解しやすいよう工夫し、周知していきます。

区 分	利 用 件 数
平成 24 年度	30 件
平成 25 年度	31 件
平成 26 年度	32 件

## (5) 老人福祉電話設置事業

### 《現況》

低所得のひとり暮らしの高齢者に電話機を貸与し、地域・関係機関の協力により安否確認・緊急時の対応を図ることができます。貸与件数は減少傾向にあります。

区 分	貸 与 件 数
平成 21 年度	11 件
平成 22 年度	10 件
平成 23 年度見込み	9 件

### 《評価・課題》

○身体に不安のあるひとり暮らしの高齢者等にとって、緊急事態の不安解消や事故の未然防止につながるため必要な事業です。

### 《取組の方向》

○ひとり暮らしの高齢者等の安全・安心の確保を図るため、地域・関係機関と連携し事業を推進します。

区 分	貸 与 件 数
平成 24 年度	10 件
平成 25 年度	11 件
平成 26 年度	12 件



## (6)「食」の自立支援事業

### 《現況》

高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、病気や身体機能の低下により、調理が困難なひとり暮らしの高齢者等を対象に、配食サービスと併せて安否確認を民間事業者に委託し実施しています。

区 分	利用 者 数	延 配 食 数
平成 21 年度	1 人	113 食
平成 22 年度	3 人	150 食
平成 23 年度見込み	4 人	522 食

### 《評価・課題》

- 虚弱なひとり暮らしの高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を届けることにより、在宅における生活の質の向上に役立っています。
- 高齢者向けに一定の工夫はされていますが、糖尿病食、きざみ食など、利用者のニーズに応じた食事の提供が必要です。
- サービス提供をできていない地域もあり、サービス提供体制の拡充を図る必要があります。

### 《取組の方向》

- 利用者ニーズを踏まえ、提供回数、食事内容等、より望ましい食のサービス提供を検討します。

区 分	利用 者 数	延 配 食 数
平成 24 年度	5 人	550 食
平成 25 年度	6 人	600 食
平成 26 年度	7 人	700 食

## (7) 生きがい活動支援通所事業

### 《現況》

介護保険の対象外で家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、介護予防、生きがい創造活動などの意欲向上の契機となるような場を提供することを目的に、送迎・生活指導・健康チェック・給食・レクリエーション・日常動作訓練などのサービスを町社会福祉協議会に委託して実施しています。

区 分	利用 者 数	延 利用 回数
平成 21 年度	466 人	1,014 回
平成 22 年度	410 人	908 回
平成 23 年度見込み	370 人	810 回

### 《評価・課題》

○家に閉じこもりがちな高齢者の社会参加の促進や自立生活の助長および介護予防に役立っています。

### 《取組の方向》

○社会参加や介護予防につながるよう、きめ細やかなサービスを継続していきます。  
○介護予防に重点を置いたスタッフ研修を実施するなど、事業の充実を図ります。

区 分	利用 者 数	延 利用 回数
平成 24 年度	330 人	730 回
平成 25 年度	300 人	650 回
平成 26 年度	270 人	570 回

## (8) 敬老事業（敬老会）

### 《現況》

高齢者を敬愛し、長寿を祝うために、地域・地区等で開催される敬老会事業に対して助成を行っています。この助成額は、満75歳に到達する高齢者数（年度内に75歳に到達する者を含む）に応じて設定しています。

区 分	開 催 箇 所	対 象 者 数
平成 21 年度	24 箇所	4,655 人
平成 22 年度	24 箇所	4,691 人
平成 23 年度見込み	24 箇所	4,705 人

※ 平成21年度の吾北・本川地区対象者は、74歳以上となっている。

### 《評価・課題》

○敬老会の開催が定着し、地域福祉の推進につながっています。

### 《取組の方向》

○高齢者を敬愛し、長寿を祝うための行事として定着しており、これを契機とした地域づくりの推進を図ります。

### (9) 敬老事業（その他事業）

#### 《現況》

高齢者を敬愛し、長寿を祝福するため、最高齢者と満100歳以上の方を訪問し、記念品を贈呈しています。

また、満85歳以上の方に年額10,000円の敬老年金を毎年9月に訪問等により支給しています。

区 分	100 歳以上	85 歳以上 敬老年金対象者数
平成 21 年度	25 人	1,313 人
平成 22 年度	34 人	1,374 人
平成 23 年度	45 人	1,456 人

#### 《評価・課題》

- 高齢者を敬愛し功績に感謝するとともに、その長寿を祝福する気持ちを保つ上で、一定の役割を担っています。
- 事業の推進に当たり、時代に即応した制度となるよう、今後検討を重ねていく必要があります。

#### 《取組の方向》

- 状況に即し、対象となる高齢者、支給方法、訪問の対象者など事業内容を検討しながら、継続した事業実施を図ります。

## 2 施設サービス及び支援施設等

### (1) 養護老人ホーム

#### 《現況》

心身の状況、経済的な状況等により、在宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホーム等に措置（\*9）しており、入所者は入れ替わりがありますが、年度末における措置者数は概ね同数で推移しています。

区 分	措 置 者 数
平成 21 年度	18 人
平成 22 年度	18 人
平成 23 年度見込み	19 人

#### 《評価・課題》

○在宅生活が困難な状況を把握し、適切な入所措置に努める必要があります。

#### 《取組の方向》

○入所希望者の心身の状態、経済の状況等を十分調査し、適切な措置に努めます。

### (2) 軽費老人ホーム

#### 《現況》

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者が低額な料金で入所することができる施設です。町内には、未整備の状態であります。

#### 《評価・課題》

○食事や入浴の準備等軽度の生活援助や見守りがあれば自立可能な高齢者に対して必要な施設です。

○ひとり暮らしも含めた高齢者のみの世帯の増加に対応した供給体制の整備が必要です。

#### 《取組の方向》

○介護保険の特定施設入居者生活介護事業所としての指定を受ける形で、民間事業者の参入による整備を検討します。

### (3) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

#### 《現況》

おおむね60歳以上で、ひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦および家族から援助が受けられない高齢者で、独立して生活することに不安のある方が利用できるもので、町内では本川地区に「朝霧荘」を開設しています。

区 分	利 用 者 数
平成 21 年度	9 人
平成 22 年度	9 人
平成 23 年度見込み	9 人

#### 《評価・課題》

○施設の外部からも介護保険サービス等を受けることが可能であり、軽度の援助で自立可能な高齢者に対して必要な制度です。

#### 《取組の方向》

○住居の提供と生活援助員の配置により、各サービスの利用支援や相談助言を行う事業であり、利用者の状況に応じて適切な介護保険サービスにつなぐとともに、健康で安心して生活が送れるように支援します。

### (4) 老人福祉センター

#### 《現況》

高齢者の活動および交流拠点として伊野地区に設置しています。  
センター内には集会室、機能回復訓練室等が整備されています。

#### 《評価・課題》

○高齢者の健康増進、レクリエーション等の提供の場として、高齢者の閉じこもり予防と生きがいづくりに必要な施設です。

#### 《取組の方向》

○設置数については現状維持とし、高齢者が気軽に利用できる活動および交流の拠点として、より一層の利用を促進します。

## 第5章 高齢者が健やかに暮らせるまち

### 第1節 介護予防事業の推進

#### 1 介護予防二次予防高齢者施策

##### (1) 二次予防高齢者把握事業

###### 《現況》

二次予防高齢者把握事業は、要介護・要支援状態となる恐れのある高齢者（以下、「二次予防高齢者」という。）を早期に把握し、各種の施策を通じて生活機能の低下を予防することを目的としています。

これまで、二次予防高齢者候補者の把握方法として、本人が健康診査を受診する際に、生活機能評価健康診査を同時に行ってきましたが、健康診査未受診者について把握ができていない状況です。

###### 《評価・課題》

- 特定健診および後期高齢者基本健康診査の担当との連携を密にし、生活機能評価事業の充実に向けた体制強化が必要です。
- 健康診査、保健活動等の場のみでなく、介護保険非該当者の情報や民生委員等の情報など多様な経路からの二次予防高齢者候補者を把握し、早期に対応を始めることが必要です。

###### 《取組の方向》

- 生活機能評価の充実に向けた体制を強化します。
- 健康づくり、介護保険認定との連携および地域包括支援センターの総合相談業務等により、二次予防高齢者候補者の把握に努めます。
- 民生委員、医療機関等からの情報収集体制を強化し、二次予防高齢者候補者の早期発見・早期対応に努めます。
- 健康診査を受診する際の把握を基本とし受診率の向上に努めるとともに、より早期の把握のためにも、基本チェックリストの普及に努めます。

## (2) 通所介護予防事業

### 《現況》

運動機能の低下またはその恐れのある高齢者に対して、地域包括支援センターが作成する介護予防ケアプラン（\*10）に基づき、運動器の機能向上事業を実施しています。

事業実施に当たっては、健康運動指導士、保健師等のスタッフが関わり、プログラムに基づいたストレッチ、筋力トレーニング等の運動を実施し、運動器の機能を向上させるための支援を行っています。

区 分	実 施 回 数	延 参 加 者 数
平成 21 年度	24 回	244 人
平成 22 年度	24 回	219 人
平成 23 年度見込み	24 回	384 人

### 《評価・課題》

- 事業参加者の多くは体力の向上がみられ、運動習慣の定着にも結びついています。
- 地域の体操グループにつながる事例もありますが、運動習慣をどのように継続していくかが課題となっています。
- 二次予防高齢者に該当する対象者は多いものの、介護予防事業への参加につながりにくい現状があります。

### 《取組の方向》

- 運動習慣の必要性を知ってもらうため、あらゆる機会を利用し、介護予防啓発活動の充実を図ります。
- 事業卒業後も継続して取り組めるよう地域での体操グループ等の活動を支援します。
- 事業実施において、二次予防事業対象者数に対して、事業参加者数が少ない等の問題点がありますので、運動器の機能向上事業に栄養改善や口腔機能の向上の要素を加える等のプログラム充実や事業実施回数の見直しにより、事業参加者数を増やすことを検討していきます。

区 分	実 施 回 数	延 参 加 者 数
平成 24 年度	48 回	620 人
平成 25 年度	48 回	620 人
平成 26 年度	48 回	620 人



## 2 介護予防一次予防高齢者施策

### (1) 介護予防普及啓発事業

#### 《現況》

介護予防のための運動器、口腔機能向上の健康教室や認知症に対する理解を深めてもらうための予防教室を地域で開催し、わかりやすく解説する案内冊子等を活用した効果的な介護予防の普及・啓発を行っています。

区 分	るんるん若ガエル 体操教室数	みんなできいき 体操教室数	お口が若返る 教室数	認知症予防 教室数
平成 21 年度	2 教室	-	5 教室	-
平成 22 年度	3 教室	2 教室	17 教室	1 教室
平成 23 年度 見 込 み	2 教室	1 教室	24 教室	1 教室

#### 《評価・課題》

- 継続して教室に参加している多くの高齢者は、体力低下の防止や健康維持ができています。
- 高齢者が要介護状態に陥ることなく、健康で在宅生活を送るために必要な事業です。
- 認知症についての正しい理解を深め、介護方法を広く周知することが必要です。

#### 《取組の方向》

- 介護予防の必要性を知ってもらうため、敬老会、高齢者教室、生きがい活動支援通所事業などあらゆる機会を利用し、啓発活動の充実を図ります。
- 地域の体操グループなどと連携し、身近なところでの介護予防活動の場づくりに取り組みます。
- 認知症についての正しい理解が深まるよう、町民を対象とした認知症予防介護教室を開催します。
- 認知症高齢者を理解し、地域や事業所等での見守り役を担う「認知症サポーター(\*11)」の養成を推進します。

区 分	るんるん若ガエル 体操教室数	みんなできいき 体操教室数	お口が若返る 教室数	認知症予防 教室数
平成 24 年度	5 教室	-	26 教室	5 教室
平成 25 年度	5 教室	1 教室	-	5 教室
平成 26 年度	5 教室	-	-	5 教室

## (2) 地域介護予防活動支援事業

### 《現況》

地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるような地域社会の構築をめざし、地域における体操グループ活動を支援しています。

介護予防活動を地域で取り組むには、十分なマンパワーが必要です。地域で主体的に活動できるよう、介護予防活動に関する「るんるん若ガエル体操<sup>(※12)</sup>教室応援サポーター養成教室及びフォロー教室」の開催や「るんるん若ガエル体操グループ交流会」の開催による交流機会の提供等により、各地域の体操グループ活動の支援をしています。

区 分	体操グループ数	体操教室応援サポーター育成数	体操教室応援サポーターフォロー教室参加者数	ミニデイサービス団体数
平成 21 年度	62 グループ	-	42 人	58 団体
平成 22 年度	68 グループ	41 人	-	59 団体
平成 23 年度 見 込 み	67 グループ	-	30 人	60 団体

### 《評価・課題》

- るんるん若ガエル体操教室応援サポーター自身の健康づくり・生きがいづくりにもつながっています。
- るんるん若ガエル体操教室応援サポーターの育成と同時に、活動しやすい地域の環境づくりも必要です。
- 介護予防活動の必要性について、普及・啓発していく必要があります。

### 《取組の方向》

- ミニデイサービスと連携し、自主的に介護予防活動ができるように支援します。
- 地域で主体的な取り組みができるように、るんるん若ガエル体操教室応援サポーターを継続して育成します。
- るんるん若ガエル体操教室応援サポーターの研修等の充実と活動しやすい体制づくりに取り組みます。

区 分	体操グループ数	体操教室応援サポーター育成数	体操教室応援サポーターフォロー教室参加者数	ミニデイサービス団体数
平成 24 年度	68 グループ	40 人	-	60 団体
平成 25 年度	68 グループ	-	70 人	60 団体
平成 26 年度	68 グループ	40 人	-	60 団体

## 第2節 包括的支援事業の推進

### 1 介護予防ケアマネジメント事業

#### (1) 二次予防高齢者のケアプラン

##### 《現況》

自立保持のための身体的・精神的・社会的な機能の維持・向上を目標とし、健康診査等によって把握、選定した二次予防高齢者については、継続的なケアマネジメントを地域包括支援センターが直接行っており、実施件数は、ほぼ横ばいで推移しています。

区 分	二次予防高齢者数	ケアマネジメント作成件数
平成 21 年度	224 人	13 件
平成 22 年度	358 人	13 件
平成 23 年度見込み	380 人	12 件

##### 《評価・課題》

- 二次予防高齢者のケアマネジメント実施件数は、ほぼ横ばいで推移しており、実施率を向上させるための取り組みが必要です。
- 二次予防高齢者の介護予防事業への参加率を向上させるための取り組みが必要です。
- 二次介護予防事業への参加期間が終了した後の継続的で効果的な関わり方について検討することが必要です。

##### 《取組の方向》

- 二次予防高齢者介護予防事業に対する参加目標率を7.5%に設定し、チラシ等の活用により事業の参加促進を図ります。
- 介護予防に関する内容を広報等に掲載し、知識の普及・啓発を行います。

区 分	二次予防高齢者数	ケアマネジメント作成件数
平成 24 年度	400 人	30 件
平成 25 年度	400 人	30 件
平成 26 年度	400 人	30 件

## (2) 指定介護予防支援事業

### 《現況》

自立保持のための身体的・精神的・社会的な機能の維持・向上を目標とし、要介護認定で「要支援1」および「要支援2」の認定を受けた方については、地域包括支援センターとの契約により直接または居宅介護支援事業所に委託して、継続的なケアマネジメントを行っています。要支援の認定者数、サービスの利用者数および利用率とも増加傾向にあります。

区 分	要支援認定者数 (人)	サービス利用者数 (人)	サービス利用率 (%)
平成21年10月	281人	129人	45.9%
平成22年10月	308人	153人	49.7%
平成23年10月	330人	159人	48.2%

### 《評価・課題》

- 「要支援1」および「要支援2」の認定を受けた方のケアマネジメントについては、要介護状態になる前に介護予防サービスが適切に利用できるように取り組むことが必要です。
- 要支援の認定者のうち、介護予防サービスを利用していない方についての実態把握が不十分であるため、適切に把握しケアマネジメントをすることが必要です。

### 《取組の方向》

- 「要支援1」および「要支援2」の認定を受けた方のケアマネジメントについては、介護予防サービスだけでなく、介護予防一次予防高齢者施策の体操グループやその他の地域資源の活用を含め、有効なサービスの構築等を進めます。

## 2 総合相談支援事業・権利擁護事業

### 《現況》

地域包括支援センターでは、介護・保健・医療等さまざまな相談を受けるとともに、適切な機関、制度、サービスにつなげています。また、地域住民への広報啓発活動等により、地域包括支援センターの活動内容等についても周知しており、相談件数は年々増加傾向にあります。

全体の延べ相談件数に占める割合は多くはありませんが、高齢者虐待、成年後見制度等の権利擁護に関する相談も増えてきており、関係機関と連携しながら対応しています。

高齢者虐待防止対策については、地域住民の意識の向上を図るため啓発活動を行うとともに、行政だけでなく各種団体と協働しながら適切な対応ができるよう「高齢者虐待防止マニュアル」を作成しています。

区 分	延べ総合 相談件数	権利擁護に係 る延べ相談件 数（再掲）	高齢者虐待 に係る延べ 相談件数 （再掲）	介護保険サ ービス等に 係る延べ 相談件数 （再掲）
平成 21 年度	1,409 人	121 件	22 件	1,266 件
平成 22 年度	1,576 人	64 件	26 件	1,486 件
平成 23 年度 見 込 み	1,800 人	140 件	30 件	1,630 件

### 《評価・課題》

- あらゆる機会をとらえて、高齢者の総合相談窓口としての地域包括支援センターの周知を行うとともに、さまざまな相談が受けられる体制づくりが必要です。
- 地域住民に対して、高齢者虐待等について正しく理解していただくとともに、相談・通報体制を広く周知し、問題の早期発見や未然防止を図り、万一にも虐待を確認した場合には、問題が深刻化する前に対処していくことが必要です。
- 認知症の高齢者は、権利侵害を受けやすいと推測されることから、認知症高齢者支援対策と合わせて行うことが必要です。
- 高齢者虐待については、関係機関との十分な調整及び緊急性に係る適切な判断並びに迅速な対応が重要です。
- 高齢者の権利擁護を目的とする成年後見制度（\*13）の普及に加え、制度の利用に対する支援も必要です。

《取組の方向》

- 地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービス(\*14)の窓口として、地域に暮らす高齢者のさまざまな相談を受け止め、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、効果的な支援を行います。
- 認知症の高齢者の見守り、消費者被害の防止、閉じこもりや孤立の予防等といったニーズに応じるため、地域で活動するさまざまな事業者、団体等との連携を深め地域全体で支援する体制を進めていきます。
- 介護、医療、予防、住まい、生活支援サービスが連携して高齢者を支援する地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターにおいては、医療との連携が求められていることから、介護・医療いずれの分野についても対応できる知識・経験を有する職員を配置した在宅療養の相談体制づくりに努めます。
- 高齢者の虐待防止については、早期発見・早期対応が重要であり、地域包括支援センターを中心に「高齢者虐待防止ネットワーク委員会」の活用や地域の方々との連携関係を構築することにより情報の取得に努め、予防的対応や未然防止的な対応の充実を図ります。
- 社会的に困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、高齢者とその家族に対して専門的・継続的な支援を行います。
- 成年後見制度を幅広く普及させるため、広報等を活用し、普及・啓発活動に努めます。
- 判断能力の十分でない認知症の高齢者や虐待を受けている高齢者など、権利が侵害されていると判断される場合には、関係機関や団体と連携して、施設等への措置依頼や成年後見制度の利用に向けた支援などを充実します。

### 3 包括的・継続的支援事業

#### 《現況》

地域包括支援センターは、高齢者等が住み慣れた地域の中で暮らし続けていけるよう、さまざまな職種や機関との連携や個々の高齢者の状況や変化に応じた「包括的・継続的ケアマネジメント」を実践しています。

また、介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）（\*15）に対しての支援と情報提供の場として「介護支援専門員連絡会」を原則月1回開催するなど、ネットワーク化に努めています。

#### 《評価・課題》

- 在宅において高齢者の介護が必要となったとき、十分な介護環境が整っているとは限らず、この要因としては「老々介護」など介護者や介護サービス提供事業者数の問題だけでなく、地域の資源やマンパワーが活かされていないことも挙げられます。
- 個々のケアマネジャーへの支援として、介護・医療のいずれの分野についても知識・経験を有する職員と医療機関、介護サービス提供事業所等との連携が必要です。

#### 《取組の方向》

- 高齢者等の“在宅で過ごしたい”との願いに対して、高齢者本人と家族が安心して在宅で過ごせるように、介護や医療等が連携した支援体制づくりを進めます。
- 地域資源の再発見と有効活用について検討します。
- ケアマネジャーの能力の向上のため、また「自らの気づき」のために、事例検討会などの実践を振り返る研修体制の構築を図ります。
- 地域包括支援センターにおいては、多職種・多機関との連携を図り、ケアマネジャーが担当している困難事例への支援を行います。

### 第3節 高齢者施策（任意事業等）の推進

#### 1 任意事業

##### （1）介護給付等適正化事業

###### 《現況》

高知県介護給付適正化計画に基づき、必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証や利用者に適切なサービスを提供できる環境整備等のため、要介護認定の適正化（認定調査状況のチェック）、ケアマネジメント等の適正化（ケアプランの点検、住宅改修等の点検）、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化（医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）を主要事業と位置付けて取り組んでいます。

###### 《評価・課題》

- ケアプランの点検事業への取り組みができていません。
- 国保連合会の介護給付適正化システムを活用した、医療情報との突合及び縦覧点検については、不正な請求かどうかの見極めに相当程度の知識と労力を要することなどが課題となっています。
- 介護給付費通知から、架空請求などの過誤につながる事例がなく、費用対効果がない状況です。

###### 《取組の方向》

- 国が作成したケアプラン点検支援マニュアルを活用してケアプランの点検を実施できる体制を整備します。
- 国保連合会の介護給付適正化システムを活用した、医療情報との突合及び縦覧点検については誤請求及び不当請求等の過誤調整に直結する情報であることから、突合・点検を行うことによる効果も一定見込めますので、県及び国保連合会と連携し効果的な適正化事業の推進を図ります。
- 介護給付通知書の見方やサービス利用票との突合の仕方等を記載したリーフレットを同封することにより、費用対効果を向上させる取り組みに努めます。



## (2) 家族介護支援事業

### 《現況》

在宅で要介護認定結果が「要介護2」以上の常時紙オムツ等を使用している高齢者等に、紙おむつや尿取パット等の介護用品と引き替え可能なチケットを交付しています。

区 分	紙オムツチケット 支給事業利用者数
平成 21 年度	203 人
平成 22 年度	215 人
平成 23 年度見込み	220 人

### 《評価・課題》

- 高齢者等または介護されている家族の経済的、精神的負担の軽減を図るために必要な事業です。
- 利用者の利便性を考慮し、販売事業者数の拡大や配達など、実施方法を工夫する必要があります。

### 《取組の方向》

- 紙オムツチケット支給事業については、移動手段を持たない方もいるため、配達可能な販売事業者等の拡大を検討します。  
また、本来対象者である方にもかかわらず申請漏れ等のないよう、対象者の把握や事業の広報に努めます。
- 地域における認知症高齢者の見守り体制を構築することは、在宅生活の継続には重要であるため、認知症サポーター養成事業を実施します。

区 分	紙オムツチケット 支給事業利用者数	認知症サポーター養成数
平成 24 年度	225 人	150 人
平成 25 年度	230 人	150 人
平成 26 年度	235 人	150 人

### (3) その他の事業

#### 《現況》

成年後見制度利用支援事業として、認知症などにより判断能力が十分でない高齢者で配偶者および2親等以内の親族の保護の可能性がなく、また審判請求を行う意志がないなど、その福祉について特に必要があると認められる場合に、老人福祉法に基づく後見開始の審判請求に係る手続きおよび費用の支援を実施しています。

また、地域自立生活支援事業として、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対して、生活状況等の見守りをする高齢者生活状況確認事業を実施しています。

区 分	審判請求利用件数	後見人報酬利用件数
平成21年度	2件	1件
平成22年度	-	1件
平成23年度見込み	2件	1件

#### 《評価・課題》

○成年後見制度利用支援事業は、自分の意思で財産管理や身上監護ができない方の権利を守るために必要な事業ですが、相談や問い合わせはあまりなく、この事業の利用は少ない状況です。

#### 《取組の方向》

○成年後見制度は、実際の利用者以外にも、多くの潜在的な需要が存在するものと推測され、高齢者等の財産や権利が侵害されないよう、制度と本事業の周知および利用の促進を図ります。

○高齢者生活状況確認事業は、高齢者の地域における自立した生活を継続させるため必要ですので、継続して実施します。

## 2 任意事業以外の事業

### (1) 家族介護支援金支給事業

#### 《現況》

要介護認定結果が「要介護2」から「要介護5」の高齢者等を在宅で常時介護されている場合に、介護者に家族介護支援金を月額10,000円支給することにより、家族介護を支援しています。

区 分	受 給 者 数
平成 21 年度	180 人
平成 22 年度	168 人
平成 23 年度見込み	190 人

#### 《評価・課題》

- 在宅で介護される家族の経済的、精神的な支援、在宅生活の維持と向上を図るために必要な事業です。
- 介護保険サービスの利用がない方については、要介護者および家族の身体的、精神的な負担や介護の状況が把握できない場合があり、定期的な訪問等により支援していく体制が必要です。

#### 《取組の方向》

- 制度の周知を図るとともに、介護する家族の支援策として継続して実施します。
- 民生委員、地域の事業所等と連携し、要介護者および家族の状況を把握し、継続的に支援できる体制を整備します。

区 分	受 給 者 数
平成 24 年度	190 人
平成 25 年度	195 人
平成 26 年度	200 人

## 第4節 保健・福祉・医療の連携

### 1 保健福祉サービスと医療の連携

#### 《現況》

医療機関においては、診療報酬の改定などから入院日数は短縮傾向にあるため、入院生活から在宅生活へスムーズに移行できるシステムの構築が求められています。さらには、がんのターミナル患者、重症難病患者および医療依存度の高い高齢者である在宅療養者が増加傾向にあるため、医療との連携はさらに重要性を増しています。

#### 《評価・課題》

- 入院日数が短縮する中、病院（施設）に入院（所）、病院（施設）から退院（所）する高齢者やがんのターミナル患者、あるいは医療依存度の高い高齢者等が、地域の中で適切な医療や介護が受けられるよう、さまざまな専門機関が協働して、その機能を十分に発揮できる保健・福祉・医療のネットワークの推進が必要です。
- 在宅療養に関する相談機能、医療行為が必要な高齢者等へのサービスなどの受け皿づくりや支援体制はまだ不十分です。

#### 《取組の方向》

- 介護・医療サービスが切れ目なく提供できるよう、かかりつけ医、医療機関の専門職および在宅におけるケアスタッフ等との病状に関する情報や治療・介護方針を共有し連携することは、在宅生活（療養）の継続には欠かすことのできないものであり、連携・協力体制を強化していきます。
- 福祉保健所を中心とした県の支援も受けながら、仁淀病院と地域包括支援センターとの連絡会を継続、充実することにより医療連携を推進します。

## 第6章 高齢者が安心して暮らせるまち

### 第1節 平成26年度の高齢者介護のあるべき姿

#### 1 施設サービスの重度高齢者への重点化

介護保険施設については、今後、より重度の高齢者のケアに重点を置くこととされ、平成26年度における施設サービスの利用者については、「要介護2」以上の高齢者が利用すると見込むものとして、その利用者数の合計に占める「要介護4」及び「要介護5」である利用者数の割合を70パーセント以上とする目標が示されています。

今期の計画は、利用状況等を踏まえ次のとおり見込みます。

(単位：%、人)

区 分	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
施設入所者に対する 要介護4以上の者の割合	68.0	66.6	69.0	66.5	72.6	72.9	72.1
介護保険施設入所者	353	356	352	349	350	351	362
介護保険施設入所者 (うち要介護4・5)	240	237	243	232	254	256	261

注) 介護保険施設とは、老人福祉施設、老人保健施設、介護療養病床をいう。

## 第2節 日常生活圏域と事業展開

### 1 日常生活圏域

今期の計画では、人口が国の想定する「日常生活圏域」の規模（対象人口2～3万人）の範囲内であること、介護サービス等を提供する施設の整備状況等を踏まえ、平成26年度までは、いの町全域を1つの日常生活圏域として設定し、地域に密着したサービス基盤の整備を推進します。

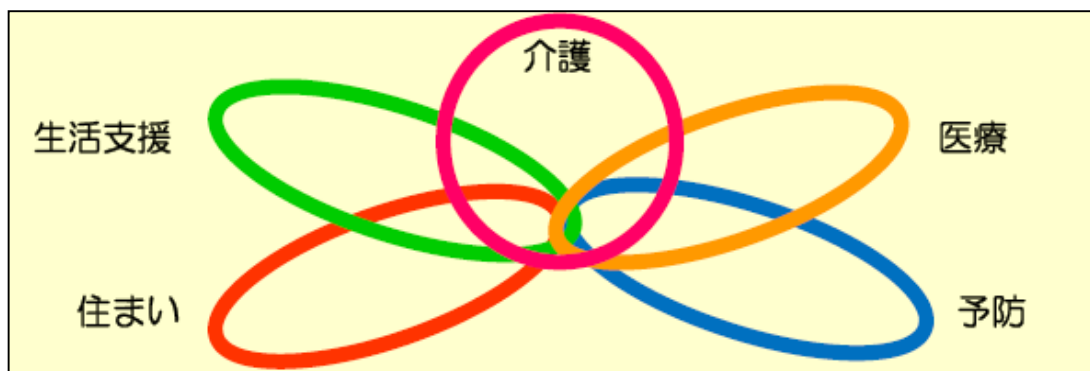
### 2 事業展開

#### （1）地域包括ケアの推進

高齢者が介護を受ける状態となっても、その人らしい生活を送ることができるよう地域における自助、共助や、医療や介護などが連携した公助による支援が求められています。

このような中、平成23年6月に介護保険法の一部が改正され、高齢者のニーズに応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援が連携した高齢者への包括的な支援の更なる推進が示されました。

町では、高齢化のピークに向けて地域包括支援センターを中核とした地域包括ケアの構築を目指していきます。



## (2) ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者等への対応

多様な地域を有する本町では、地域ごとに高齢化の状況も異なり、中山間地域の中には高齢化率が7割を超える地域も見られます。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加している中、高齢者の孤立化が指摘されており、在宅生活を支えるサービスが必要とされています。

また、高齢者数は年々増加しており、高齢化も進行しています。認知症になるリスクは年齢が上がるほど高くなることから、高齢化の進行とともに、今後も認知症高齢者が増加することが見込まれ、このような高齢者が地域で安心して暮らしていくことができるような支援も必要となっています。

第5期計画では、第4期計画に引き続き、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症高齢者グループホームの整備をすすめ、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加に対応していくとともに、中山間地域の介護サービス確保に対応してきます。

## (3) サービス基盤の整備

町が指定権限を持つ地域密着型サービスについては、計画期間中に新たに小規模多機能型居宅介護1か所、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）1か所の基盤整備を目指します。

居宅サービスについては、在宅での介護を支えるため、不足しているサービスが供給されるよう努めます。

施設・居住系サービスについては、今後も在宅での生活や介護が困難な方は増加すると考えられることから、広域型の特定施設入所者生活介護1か所の整備を目指します。

また、介護療養型医療施設については、平成29年度末までに他の施設等へ転換することになっており、円滑な転換が図れるよう随時連携を取り対応していきます。

### 第3節 将来推計

#### 1 人口・高齢者数の推計

人口は、平成23年度の26,056人から平成26年度には25,039人と1,017人減少となる見込みです。

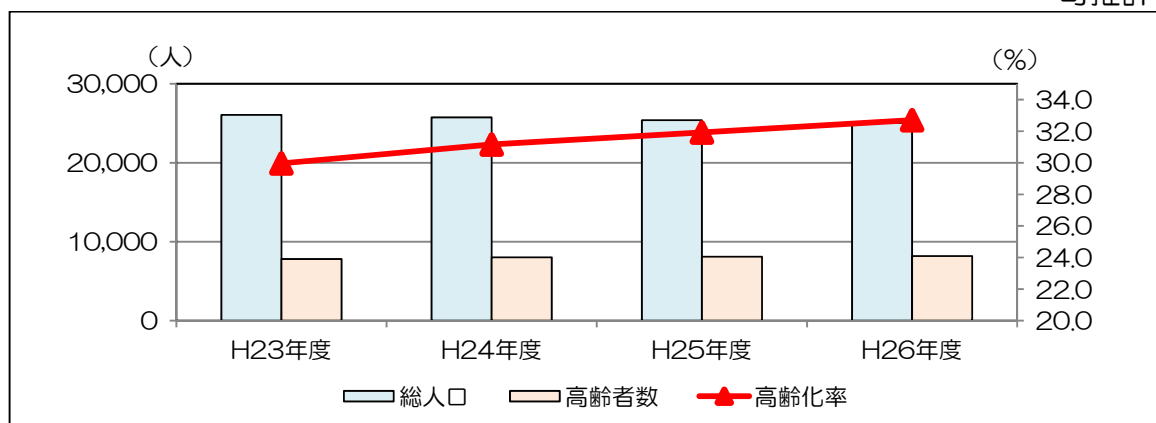
これに対して、65歳以上の高齢者は、平成23年度の7,806人から平成26年度の8,187人と381人増加となる見込みで、平成22年度から平成23年度にかけて終戦前後における出生数の減少から、一時的に高齢者人口が減少しましたが、それ以降は、いわゆる「団塊の世代」が高齢者となるため、高齢者数は増加傾向で推移すると見込まれます。

また、65歳～75歳未満の高齢者と75歳以上の高齢者の区分では、65歳～75歳未満の高齢者は増加傾向で推移し、75歳以上の高齢者は減少傾向から横ばい状態になる見込みで、平成26年度には人口全体に占める高齢者の比率が32.7パーセントになると見込まれます。

(単位:人、%)

区 分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
総 人 口	26,056	25,749	25,394	25,039
40歳～65歳未満	9,210	8,875	8,679	8,483
高齢者数	7,806	8,023	8,105	8,187
65歳～75歳未満	3,302	3,562	3,646	3,730
75歳以上	4,504	4,461	4,459	4,457
高齢化率	30.0	31.2	31.9	32.7

町推計





## 2 要支援・要介護認定者数の推計

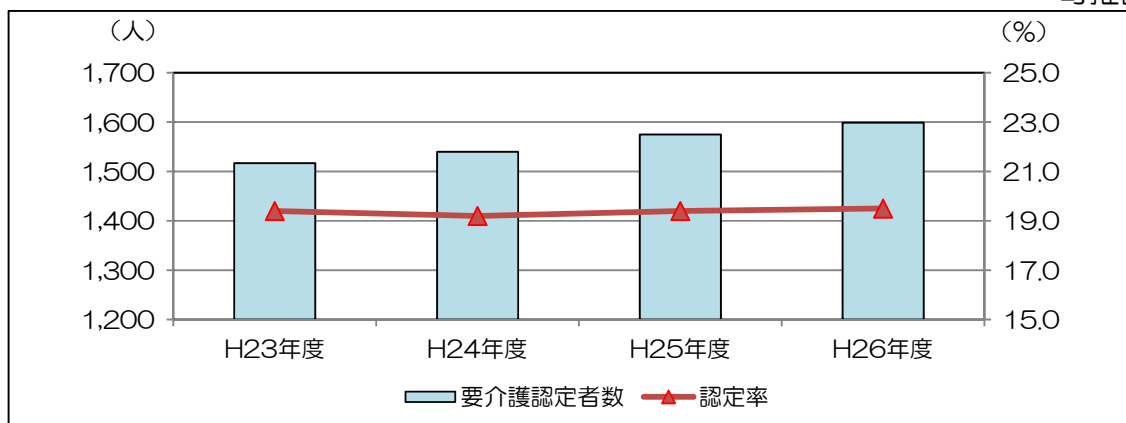
要支援・要介護認定者数は、平成23年度の1,517人から平成26年度の1,599人と82人増加する見込みです。

また、平成26年度には第1号被保険者全体に占める要支援・要介護認定者の比率が19.5パーセントになると見込まれます。

(単位：人、%)

区 分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
要介護認定者数	1,517	1,540	1,575	1,599
要支援1	162	162	166	162
要支援2	168	167	166	168
要介護1	308	309	311	314
要介護2	235	228	230	237
要介護3	187	203	208	215
要介護4	220	237	258	258
要介護5	237	234	236	245
被保険者数	7,838	8,055	8,137	8,219
認 定 率	19.4	19.1	19.4	19.5

町推計



## 第4節 介護保険サービスの充実

### 1 サービスの種類ごとの利用状況等

#### (1) 介護保険サービス類型表

	介護給付を行うサービス	介護予防給付を行うサービス
県が指定等を行うサービス	<p>◎<b>居宅介護サービス</b></p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護</li> <li>訪問入浴介護</li> <li>訪問看護</li> <li>訪問リハビリテーション</li> <li>居宅療養管理指導</li> </ul> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護</li> <li>通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>短期入所生活介護</li> <li>短期入所療養介護</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定施設入居者生活介護</li> <li>福祉用具貸与</li> <li>特定福祉用具販売</li> </ul> <p>◎<b>施設サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護老人福祉施設</li> <li>介護老人保健施設</li> <li>介護療養型医療施設</li> </ul> <p>◎<b>居宅介護支援</b></p>	<p>◎<b>介護予防サービス</b></p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防訪問介護</li> <li>介護予防訪問入浴介護</li> <li>介護予防訪問看護</li> <li>介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>介護予防居宅療養管理指導</li> </ul> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防通所介護</li> <li>介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防短期入所生活介護</li> <li>介護予防短期入所療養介護</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>介護予防福祉用具貸与</li> <li>特定介護予防福祉用具販売</li> </ul>
町が指定等を行うサービス	<p>◎<b>地域密着型サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>夜間対応型訪問介護</li> <li>認知症対応型通所介護</li> <li>小規模多機能型居宅介護</li> <li>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>複合型サービス</li> </ul>	<p>◎<b>地域密着型介護予防サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> </ul> <p>◎<b>介護予防支援</b></p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修費支給</li> <li>特定入所者介護サービス費給付</li> <li>高額介護サービス費給付</li> </ul>	

## ア 居宅サービス

### (ア) 訪問系サービスの利用状況等

#### ①訪問介護/介護予防訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・排泄等の身体の介護や洗濯等の生活の援助を行います。

##### 【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	157人	159人	161人	171人	162人
要支援利用者数	57人	56人	54人	65人	66人

##### 【取組の方向】

利用者のニーズを踏まえ、在宅生活を支援する基幹サービスとして、サービス提供の質的向上を図っていくとともに、サービス必要量の確保に努めます。

#### ②訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

看護師やヘルパーが訪問し、運搬してきた浴槽を使い、自宅の部屋で入浴介護を行います。

##### 【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	1人	1人	1人	1人	1人
要支援利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

##### 【取組の方向】

通所による入浴サービス利用への移行により、利用者は少ないですが、重度の介護を要する高齢者を在宅で支援するためには必要不可欠なサービスであり、事業者との連携を図っていくとともに、必要量の確保に努めます。

### ③訪問看護/介護予防訪問看護

看護師等が自宅を訪問し、療養上の支援や診療の補助を行います。

#### 【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	37人	34人	37人	35人	33人
要支援利用者数	9人	5人	5人	7人	9人

#### 【取組の方向】

在宅での医療的な処置等に対するニーズが拡大している中、利用者数はほぼ横ばいで推移していることから、医療保険により代替されていることが推測されますが、今後ますます在宅で医療を受ける利用者が増加すると予測されるため事業所及び医療機関の協力を得ながら必要量の確保に努めます。

### ④訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問し、心身の機能維持、回復のために必要なリハビリを行います。

#### 【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	5人	4人	4人	2人	1人
要支援利用者数	0人	0人	1人	0人	0人

#### 【取組の方向】

町内にサービス提供事業者のないことから、訪問看護において身体状況の管理を受けながらリハビリを行うケースがあり、環境の整備が必要となっています。

⑤居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	21人	24人	26人	27人	12人
要支援利用者数	0人	2人	2人	3人	2人

【取組の方向】

在宅での体調管理等に必要なサービスとなっており、地域の医療機関と連携し、引き続き利用者ニーズに応じた必要量の確保に努めます。

(イ) 通所系サービスの利用状況等

①通所介護/介護予防通所介護

デイサービスセンターで入浴や食事の提供などの日常生活の支援を日帰りで受けられます。

【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	251人	293人	310人	344人	351人
要支援利用者数	62人	66人	70人	83人	79人

【取組の方向】

居宅サービス利用者のうち、5割を超える方が通所介護を利用されていることから、他者と交流を図れることから閉じこもりを防止し、活動性を維持するうえで重要なサービスとなっています。

今後も在宅サービスの中心的なサービスとして、必要サービス量は増加していくものと見込まれますが、平成23年10月時点で町内において11箇所のデイサービスセンターがサービスを提供しており、需要に対応できる供給体制は整っていると考えますが、今後も利用状況の把握に努め必要量の確保に努めます。

## ②通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療施設において、入浴、食事、リハビリテーションなどを日帰りで受けられます。

### 【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	72人	75人	72人	66人	72人
要支援利用者数	62人	66人	70人	83人	79人

### 【取組の方向】

平成23年10月時点で町内において2事業所がサービス提供しています。

高齢者の身体の機能の維持・回復を支援する居宅サービスとして、今後の要介護者の増加に伴い必要性が高まることが見込まれますので、利用状況の把握に努め、必要量の確保に努めます。

## (ウ) 短期入所系サービスの利用状況等

### ①短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護

老人福祉施設などに短期間入所し、日常生活上の介護、機能訓練などが受けられます。

### 【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	33人	26人	29人	31人	40人
要支援利用者数	1人	3人	2人	4人	3人

### 【取組の方向】

町内に、2施設、18床の施設整備がなされていますが、サービス利用希望者数は、今後も増加すると見込まれ、介護者の負担軽減を図るうえでも、有効なサービスであることから、需要に対応するサービス提供体制の確保と希望者に対する公平な利用に努めます。

②短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護

医療施設等に短期間入所し、日常生活上の介護、機能訓練などが受けられます。

【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	32人	46人	51人	57人	56人
要支援利用者数	1人	1人	0人	3人	1人

【取組の方向】

町内に介護老人保健施設は1施設ですが、医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練などが提供されるサービスであり、病院と在宅をつなぐ有効なサービスとして重要な役割を担っており、需要は今後ますます増加するものと見込まれることから、需要に対応するサービス提供体制の確保に努めます。

(工) 特定施設入居者生活介護の利用状況等

①特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム等に入所し、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	4人	6人	6人	8人	12人
要支援利用者数	2人	3人	2人	1人	0人

【取組の方向】

町内に施設がないにもかかわらず、利用者が増加していることから、需要は今後ますます増加するものと見込めますので、利用者のニーズを踏まえ、必要量の確保に努めます。

(オ) 福祉用具・住宅改修・居宅介護支援の利用状況等

①福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

車いす、介護用ベッド、歩行器等の福祉用具のレンタルが受けられます。

【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	186人	205人	231人	233人	237人
要支援利用者数	31人	31人	37人	47人	45人

【取組の方向】

居宅サービス利用者の日常生活を維持し、自立した生活を支援するうえで重要なサービスであり、利用者が自分の状態に応じた福祉用具を有効に活用できるように、サービス担当者会議やその他の機会を通じて、情報提供や指導・助言に努めます。

②特定福祉用具販売/特定介護予防福祉用具販売

ポータブルトイレや入浴用のいすなど、貸与になじまない用具を購入した場合、その経費の一部を支給します。

【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	6人	6人	4人	6人	12人
要支援利用者数	3人	1人	0人	4人	4人

【取組の方向】

居宅サービス利用者の在宅生活を継続する点から重要なサービスであり、利用者が自分の状態に応じた福祉用具を有効に活用できるように、情報提供や指導・助言に努めます。



### ③住宅改修/住宅改修（介護予防）

自宅の段差の解消や廊下の手すり、トイレの和式から洋式への改修などを行った場合、その経費の一部を支給します。

#### 【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	5人	3人	10人	4人	8人
要支援利用者数	1人	1人	0人	2人	3人

#### 【取組の方向】

日常生活上での転倒防止や自立しやすい環境を整備するための住宅改修は、在宅において安全に暮らすために必要なサービスとなっています。

事業者だけでなく、利用者に対しても心身状態に対応する適切で効果的な整備が行われるよう、普及・啓発に努めます。

### ④居宅介護支援/介護予防支援

要介護認定者が居宅サービスを利用するにあたって、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する必要がありますが、ケアマネジャーなどが作成した場合、その費用について支給します。

#### 【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	418人	439人	455人	479人	496人
要支援利用者数	123人	127人	133人	152人	144人

#### 【取組の方向】

平成23年10月時点で、町内において11事業所がサービス提供しています。

主治医、サービス提供事業者等との連携を密にし、利用者の居宅生活の支援に向けた適切で質の高いケアプランの作成を促進します。

## イ 地域密着型サービスの利用状況等

### (ア) 夜間対応型訪問介護

居宅要介護者について、夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて、ホームヘルパーが入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常的な支援を行います。

#### 【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

#### 【取組の方向】

現在のところサービス提供事業者がなく、利用実績もありませんが、利用者のニーズ動向を的確に把握しながら、適正なサービス量等を検証します。

### (イ) 小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択により、デイサービスセンター等で通所又は短期間宿泊し、入浴や食事の提供などの日常生活の支援が受けられます。

#### 【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
要支援利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

#### 【取組の方向】

平成23年10月時点でサービス提供事業者がなく、利用実績もありませんが、平成23年度中に2事業所がサービス提供を開始します。

なお、利用者のニーズ動向を的確に把握しながら、適正なサービス提供量の確保に努めます。

(ウ) 認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

居宅サービス利用者で、認知症の症状がある方について、施設への通所により、入浴や食事の提供などの日常生活の支援を日帰りで受けられます。

【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	7人	8人	10人	14人	10人
要支援利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

【取組の方向】

平成23年10月時点で町内において、1事業者がサービスを提供しており、住み慣れた地域での自立した生活を希望する認知症の高齢者およびその家族にとって重要なサービスとなっております。また、今後ますます認知症の高齢者も増加することが予測されるため、利用者の需要に応じたサービス提供体制の確保に努めます。

(エ) 認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者が、共同生活を送りながら、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	95人	103人	99人	104人	105人
要支援利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

【取組の方向】

平成23年10月時点で町内において、7事業所がサービスを提供しており、住み慣れた地域での自立した生活を希望する認知症の高齢者およびその家族にとって重要なサービスとなっております。また、今後ますます認知症の高齢者も増加することが予測されるため、利用者の需要に応じたサービス提供体制の確保に努めます。

(オ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム等のうち、入居定員が29人以下の施設に入所し、日常生活の介護や機能訓練を行う介護専用施設です。

【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

【取組の方向】

現在のところサービス提供事業者がなく、利用実績もありません。利用者のニーズ動向を的確に把握しながら、適正なサービス量等を検証します。

(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員29人以下の施設で、自宅での介護が困難な方に対し、日常生活の介護や機能訓練などを行う施設です。

【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

【取組の方向】

現在のところサービス提供事業者がなく、利用実績もありませんが、利用者のニーズ動向を的確に把握しながら、適正なサービス量等を検証します。

## ウ 施設介護サービスの利用状況等

### (ア) 介護老人福祉施設サービス

自宅での介護が困難な方に対し、日常生活の介護や機能訓練などを行う施設です。

#### 【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	143人	147人	150人	158人	151人

#### 【取組の方向】

町内には、平成23年10月時点で2施設、140床が整備されています。

現状の入所者数で推移するものと思われませんが、入所待機者の動向等を考慮しつつ、「県高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画」との整合を図りながら、適正なサービス供給量を検討します。

また、緊急性や必要性の高い対象者から入所できる体制の確保に努めます。

### (イ) 介護老人保健施設サービス

病状の安定している方に対し、看護及び医学的管理下における介護並びにリハビリテーションなどを行う施設です。

#### 【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	110人	96人	99人	89人	92人

#### 【取組の方向】

町内には、平成23年10月時点で1施設、94床が整備されています。

現状の利用者数で推移するものと思われませんが、今後も利用希望者の動向等を考慮しつつ、「県高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画」との整合を図りながら、適正なサービス供給量を検討します。

また、リハビリテーション等による自立生活支援に向けたサービス提供の体制づくりに努めます。

(ウ) 介護療養型医療施設サービス

長期療養の必要な方に対し、看護及び医学的管理下における介護などを行う施設です。

【サービス利用者数の推移】

区 分	21年4月	21年10月	22年4月	22年10月	23年4月
要介護利用者数	114人	117人	112人	109人	107人

【取組の方向】

町内には、平成23年10月時点で3施設、81床が整備されています。

国の医療制度改革により、介護療養型医療施設は平成29年度末に廃止され、他の介護保険施設等に転換されることから、施設の転換状況の把握に努め、利用者の意向及びその状態に相應しい他サービスへの移行を支援していきます。

## 2 サービス利用者数の見込み

### (1) サービス利用者数の見込み

第5期計画における要支援・要介護認定者のうちサービスを利用される人数の見込みは、次のとおりとします。

#### ア 標準的居宅サービス等利用者数（人/月） （単位：人）

区 分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
標準的居宅サービス等（A）	638	653	673	647

町推計

#### イ 施設サービス利用者数（人/月） （単位：人）

区 分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
老人福祉施設	155	160	161	169
老人保健施設	86	87	87	90
介護療養型医療施設	103	103	103	103
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0
施設サービス計（B）	344	350	351	362

町推計

ウ 居住系サービス利用者数（人/月）

（単位：人）

区 分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
認知症対応型共同生活介護	104	128	128	136
特定施設入居者生活介護	14	19	22	60
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0
居住系サービス計（C）	118	147	150	196

町推計

エ 療養病床転換分の利用者数（人/月）

（単位：人）

区 分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
療養病床からの転換分（D）	0	0	0	9

町推計

オ 総サービス利用者数（人/月）

（単位：人）

区 分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
サービス利用者数 （A+B+C+D）	1,100	1,150	1,174	1,214

町推計



### 3 サービス利用量の見込み

第5期計画におけるサービス利用量の計画値は、国の算定手順に従い、要支援・要介護認定者の推計、平成22年度および平成23年度の実績や今後の介護サービスの基盤整備計画等をもとに、次のとおりとします。

#### (1) 介護給付サービス

区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度
①居宅介護サービス			
訪問介護（回/年）	33,284	34,199	34,823
訪問入浴介護（回/年）	54	54	54
訪問看護（回/年）	2,359	2,667	2,974
訪問リハビリテーション（回/年）	540	540	540
居宅療養管理指導（人/年）	327	378	430
通所介護（回/年）	41,994	42,313	43,029
通所リハビリテーション（回/年）	7,527	7,580	7,563
短期入所生活介護（日/年）	5,196	5,447	5,699
短期入所療養介護（日/年）	5,520	5,641	5,754
特定施設入居者生活介護（人/年）	216	240	636
福祉用具貸与（人/年）	2,800	2,880	2,952
特定福祉用具販売（人/年）	136	140	144
②地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人/年）	0	0	0
夜間対応型訪問介護（人/年）	0	0	0
認知症対応型通所介護（回/年）	1,578	1,598	1,612
小規模多機能型居宅介護（人/年）	540	540	816
認知症対応型共同生活介護（人/年）	1,524	1,524	1,620
地域密着型特定施設入居者生活介護（人/年）	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人/年）	0	0	0
複合型サービス（人/年）	0	0	0
③住宅改修（人/年）	90	93	96
④居宅介護支援（人/年）	5,776	5,792	5,808

区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度
⑤介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設（人/年）	1,920	1,932	2,028
介護老人保健施設（人/年）	1,044	1,044	1,080
介護療養型医療施設（人/年）	1,236	1,236	1,236
療養病床からの転換分（人/年）	0	0	72

(2) 介護予防サービス

区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度
①介護予防サービス			
介護予防訪問介護（人/年）	756	756	756
介護予防訪問入浴介護（回/年）	0	0	0
介護予防訪問看護（回/年）	345	374	432
介護予防訪問リハビリテーション（回/年）	96	96	96
介護予防居宅療養管理指導（人/年）	39	42	45
介護予防通所介護（人/年）	864	858	864
介護予防通所リハビリテーション（人/年）	132	144	156
介護予防短期入所生活介護（日/年）	351	351	390
介護予防短期入所療養介護（日/年）	60	60	60
介護予防特定施設入居者生活介護（人/年）	12	24	84
介護予防福祉用具貸与（人/年）	576	588	612
特定介護予防福祉用具販売（人/年）	40	42	48
②地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護（回/年）	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護（人/年）	60	60	84
介護予防認知症対応型共同生活介護（人/年）	12	12	12
③介護予防住宅改修（人/年）	36	36	36
④介護予防支援（人/年）	1,764	1,764	1,776

#### 4 総給付費の見込み

サービス利用量の見込みをもとに、次のとおりとします。

##### (1) 介護給付サービス (単位:千円)

区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度
① 居宅介護サービス			
訪問介護	93,542	96,241	98,045
訪問入浴介護	623	623	623
訪問看護	15,493	17,439	19,384
訪問リハビリテーション	1,244	1,244	1,244
居宅療養管理指導	2,328	2,689	3,049
通所介護	327,727	330,650	336,779
通所リハビリテーション	69,790	70,040	70,098
短期入所生活介護	39,551	41,619	43,764
短期入所療養介護	54,444	55,545	56,547
特定施設入居者生活介護	34,941	38,850	101,804
福祉用具貸与	27,190	27,713	28,488
特定福祉用具販売	2,996	3,124	3,252
② 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	15,697	15,868	15,983
小規模多機能型居宅介護	96,266	96,266	147,105
認知症対応型共同生活介護	364,333	364,380	387,159
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
複合型サービス	0	0	0
③ 住宅改修	5,932	6,111	6,289
④ 居宅介護支援	69,289	69,550	69,812
⑤ 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	457,338	460,514	481,162
介護老人保健施設	259,531	259,531	268,978
介護療養型医療施設	430,973	430,973	430,973
療養病床からの転換分	0	0	20,223
介護給付費計 (A)	2,369,227	2,388,970	2,590,763

## (2) 介護予防サービス

(単位：千円)

区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度
①介護予防サービス			
介護予防訪問介護	14,322	14,322	14,322
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	2,604	2,824	3,265
介護予防訪問リハビリテーション	271	271	271
介護予防居宅療養管理指導	283	299	315
介護予防通所介護	29,996	29,983	29,762
介護予防通所リハビリテーション	5,161	5,726	6,292
介護予防短期入所生活介護	2,220	2,220	2,467
介護予防短期入所療養介護	439	439	439
介護予防特定施設入居者生活介護	1,581	3,162	6,325
介護予防福祉用具貸与	1,872	1,913	1,997
特定介護予防福祉用具販売	656	682	760
②地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,626	3,626	5,002
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,711	2,711	2,711
③介護予防住宅改修	2,770	2,770	2,770
④介護予防支援	7,543	7,544	7,595
介護予防給付費計 (B)	76,055	78,494	84,291

## (3) 総給付費

(単位：千円)

区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度
総給付費 (A+B)	2,445,282	2,467,464	2,675,054
第5期計画期間中の合計	7,587,800		

※注：四捨五入の関係で計算が一致しない場合があります。

## 第5節 地域包括支援センターの機能強化

### 1 地域包括支援センターの設置目的

高齢者が、住み慣れた地域で尊厳のある自立した生活を継続するためには、できるだけ要介護状態とならないための介護予防とともに、介護保険サービスや保健・福祉・医療サービスからインフォーマルサービスまで、さまざまなサービスを高齢者の状態や変化に応じて、切れ目なく提供することが必要となります。

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な支援をさまざまな側面から、総合的かつ継続的に提供することを目的としています。

### 2 地域包括支援センターの設置

平成18年の介護保険制度の改正に伴い、介護保険制度に位置づけられた包括的支援事業および介護予防ケアマネジメント事業を実施するために、伊野地区に直営の地域包括支援センターを1か所と吾北地区に直営のランチ（窓口）1か所を設置しています。

### 3 地域包括支援センターの基本機能と事業展開

#### （1）包括的支援事業

#### ア 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者に対して、健康診査等の機会に「基本チェックリスト」を活用して、生活機能の低下を早期に把握し、生活機能評価を行うことにより、介護予防事業の利用が必要な二次予防事業対象者を選定します。

その後、二次予防事業対象者に対して、個々の心身機能、生活行為全般および社会参加などの生活機能の低下が生じた原因に応じて、総合的かつ効果的な支援計画を作成し、サービスの提供に対する評価を行いながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

#### イ 総合相談支援事業・権利擁護事業

介護保険サービスや保健・福祉・医療に関すること、権利擁護に関することなど、高齢者のさまざまな相談に応じて、最適な支援方法を検討し、適切なサービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。

また、困難な状況にある高齢者に対して、権利擁護の視点に基づいて支援を行います。

## ウ 包括的・継続的マネジメント事業

主治医、ケアマネジャーなどの多職種との協働や地域関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための支援を行います。

### (1) 予防給付に関するケアマネジメント事業

指定介護予防支援事業所として、「要支援1」および「要支援2」の方に対するケアマネジメントを実施します。

町では、直営を基本とし、委託も含め必要量の確保をしていきます。

## 4 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの運営方針については、地域包括支援センター運営協議会の関与により公正・中立性を確保し、円滑かつ適切な運営を図ります。



## 第6節 第1号被保険者の保険料の確保

### 1 介護保険事業の負担割合

#### (1) 保険給付費

介護保険は、社会全体で支え合う制度であり、原則として保険給付に要する費用の約半分を公費で負担し、残りを第1号被保険者(\*16)、第2号被保険者(\*17)からの保険料で負担する仕組みとなっています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、被保険者の比率等に基づいて国の政令で定められ、平成24年度からの第5期計画の期間においては、第1号被保険者が21.0%、第2号被保険者が29.0%となります。(※第4期計画の期間の負担割合：第1号被保険者20.0%、第2号被保険者30.0%)

ただし、国負担分のうち5%相当分については、75歳以上の高齢者や所得階層区分の割合を勘案して、市町村ごとに調整され調整交付金として交付されます。

#### (2) 地域支援事業費

##### ア 介護予防事業費

介護予防事業に要する費用は、50.0%を公費で、残りの50.0%を第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で負担します。(第1号被保険者負担割合21.0%、第2号被保険者が29.0%)

##### イ 包括的支援事業費・任意事業費

包括的支援事業・任意事業に要する費用は、79.0%を公費で、残りの21.0%を第1号被保険者の保険料で負担します。

## 2 所得段階区分と所得段階別被保険者数の見込み

今期の計画期間における所得段階区分ごとの被保険者数の見込みは、次のとおりです。なお、介護保険法における標準段階の6段階を基本として第4段階と第5段階に引続き軽減を適用し、新たに第6段階の課税層への多段階化を保険者判断において行います。

(単位：人)

所得段階	H24年度	H25年度	H26年度	合計
第1段階(基準額×0.5) 生活保護受給者、市町村民税非課税世帯 で老齢福祉年金受給者の方	146	148	149	443
第2段階(基準額×0.5) 市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得 金額と課税年金収入の合計が80万円 以下の方	1,542	1,557	1,573	4,672
第3段階(基準額×0.75) 市町村民税非課税世帯で、上記以外の方	1,758	1,776	1,794	5,328
第4段階の1 特例(基準額×0.91) 本人が市町村民税非課税で、世帯内に市 町村民税課税者がいて、本人の合計所得 金額と課税年金収入の合算額が80万円 以下の方	915	924	934	2,773
第4段階の2(基準額×1.0) 本人が市町村民税非課税で、世帯内に市 町村民税課税者がいて、上記以外の方	1,053	1,064	1,074	3,191
第5段階の1(基準額×1.16) 本人が市町村民税課税で、合計所得金額 125万円未満の方	1,172	1,184	1,196	3,552
第5段階の2(基準額×1.25) 本人が市町村民税課税で、合計所得金額 が125万円以上190万円未満の方	706	713	720	2,139
第6段階(基準額×1.5) 本人が市町村民税課税で、合計所得金額 が190万円以上400万円未満の方	615	622	628	1,865
第7段階(基準額×1.75) 本人が市町村民税課税で、合計所得金額 が400万円以上の方	148	149	151	448
合計	8,055	8,137	8,219	24,411
(参考) 所得段階別加入割合補正後被保険者数	7,472	7,548	7,624	22,644



### 3 標準給付費と地域支援事業の見込み

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、総給付費を含めた標準給付費、地域支援事業に要する費用などから構成されます。

これら費用について、過去の給付実績および予定されている介護報酬の改定（1.2パーセント増）から推計した今期の計画期間において必要な介護保険事業の費用の見込みは次のとおりです。

#### （1）標準給付費

（単位：千円）

区 分	平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
総 給 付 費	2,445,282	2,467,464	2,675,054	7,587,800
特定入所者介護サービス費等給付額	93,000	94,000	95,000	282,000
高額介護サービス費等給付額	61,500	63,400	65,200	190,100
高額医療合算介護サービス費等給付額	5,100	5,300	5,300	15,700
審査支払手数料	2,692	2,773	2,883	8,349
標準給付費見込額計	2,607,574	2,632,937	2,843,437	8,083,948

※注：四捨五入の関係で計算が一致しない場合があります。

#### （2）地域支援事業費

（単位：千円）

区 分	平成24年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合 計
地域支援事業費				
介護予防事業費	20,000	20,000	20,000	60,000
包括的支援事業費	37,000	37,000	42,000	116,000
任意事業費	8,000	8,000	8,000	24,000
地域支援事業費合計	65,000	65,000	70,000	200,000

※ 地域支援事業の事業費は、標準給付費（審査支払手数料を除く）の3パーセントの範囲内とされています。なお、今期の計画においては介護予防・日常生活支援総合事業の費用を見込んでいませんが、対象者の把握や事業導入の検討は随時行っていきます。

#### 4 第5期介護保険料

##### (1) 第5期保険料基準額の算定

保険料収納必要額の見込みから保険料を算定すると、保険料は次のとおりとなります。第1号被保険者の保険料は、3年間の計画期間に見込まれる介護保険事業費の所定負担割合を賄えるように設定しています。

今期の計画においては、町の介護保険財政調整基金の取り崩しと県の財政安定化基金の取り崩しにより、保険料負担の軽減を図ります。

##### 〔保険料基準額の推計〕

A	標準給付費見込額	8,083,948千円
B	地域支援事業費	200,000千円
C	第1号被保険者負担分 $C = (A+B) \times 21\%$	1,739,629千円
D	調整交付金相当額 $A \times 5\%$	404,197千円
E	調整交付金見込額 $A \times 7.98\%$	645,098千円
F	財政安定化基金拠出見込額	—
G	財政安定化基金償還額	—
H	介護保険財政調整基金取崩額	80,000千円
I	財政安定化基金取崩による交付額	24,635千円
J	保険料収納必要額 $C + (D - E) + F + G - H - I$	1,394,093千円
K	予定保険料収納率	99.1%
L	所得段階別加入割合補正後被保険者数	22,644人
M	保険料基準額(月額) $J \div K \div L \div 12$ ヶ月	5,177円

※注：四捨五入の関係で計算が一致しない場合があります。

(2) 第1号被保険者の所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別保険料は、次のとおり設定します。

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者の方	0.50	31,000円
第2段階	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	0.50	31,000円
第3段階	市町村民税非課税世帯で、上記以外の方	0.75	46,500円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、世帯内に市町村民税課税者がいて、本人の合計所得金額と課税年金収入の合算額が80万円以下の方	0.91	56,500円
	本人が市町村民税非課税で、世帯内に市町村民税課税者がいて、上記以外の方	1.00	62,100円
第5段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額125万円未満の方	1.16	72,000円
	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.25	77,600円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	1.50	93,100円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上の方	1.75	108,600円

《参考》

保険料基準額（月額）の推移

区 分	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	基準額	基準額	基準額	基準額	基準額
いの町	※3,323円	※4,399円	4,792円	4,575円	5,175円

注1：「※」印がついている保険料額は市町村合併の構成市町村の加重平均となっています。

注2：86ページで推計した保険料基準額（月額）を基に保険料年額を100円単位で設定しているため、第5期の保険料基準額（月額）は5,175円と設定しています。（△2円）

## 第7節 介護保険事業計画の円滑な推進

### 1 事業者との連携

状況に応じたサービス供給体制が確立できるよう、サービス事業者に対し、適切にサービス給付状況、認定状況等の必要な情報の提供や意見交換等を実施します。

### 2 介護保険制度に関する広報

広く制度の内容等について周知を行い、介護等が必要となったときに適切な介護保険サービスが利用できるよう、次により積極的な情報の提供に努めます。

- (1) 町広報などを通じ、町民への広範な周知に努めます。
- (2) パンフレットの配布等により、対象者等への具体的な周知を図ります。
- (3) 新規申請などのための来庁または電話での相談者に対し、その状況に応じた適切な情報の提供に努めます。

### 3 公平で適正な介護認定の実施

介護認定は、介護保険サービスを利用するうえで非常に重要であり、公正・公平性の観点にたった客観的な認定が求められており、これらを踏まえた適正な介護認定の実施に努めます。

- (1) 保健・福祉・医療の各分野で豊富な経験のある委員による介護認定審査会を構成し、委員への研修等を実施しながら、公正かつ適正な認定審査を実施します。
- (2) 要介護認定調査員に対する継続的な研修を行い、客観的で公平な訪問調査を実施します。

### 4 サービス提供体制の充実

利用者が住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、適切なケアマネジメントに加え、より質の高いサービス提供の実現及び地域密着型サービス事業者の参入を促進します。

## 5 利用者保護体制の確立

利用者が安心して質の高いサービスを受けられるよう、県、国民健康保険団体連合会等との連携により、相談・苦情対応体制の強化を図り、よりよいサービス利用環境の整備を促進します。

## 6 保険者機能の強化

保険者機能の強化の観点から、県等と連携しながら、サービス事業者に対し適切なサービスの提供が行われるよう指導・監査の実施をします。

## 7 介護給付費の適正化

介護保険制度の信頼を高め、安定的な運営を維持するためにも、高知県介護給付適正化計画に基づき、県、国民健康保険団体連合会と連携しながら、効果的な適正化対策の推進を図っていきます。

- (1) サービス利用者に介護給付費通知を送付し、給付状況の周知とともにサービス利用に対する注意を喚起し、給付の適正化を推進します。
- (2) サービス提供事業者からの介護給付費請求をチェックし、過誤請求があった場合には返還を求めするなど、適正な保険給付に努めます。
- (3) 介護認定審査会委員および認定調査員への研修等の実施により、公正な介護認定を実施します。

## 8 低所得者等への対応

介護保険サービスを安心して利用できるよう、低所得者等への対応に努めます。

- (1) 介護保険法および町の独自制度による、介護保険料および利用者負担の軽減措置について、周知に努めます。
- (2) 施設サービスに係る負担限度額制度および高額介護サービス費について周知し、該当者に対する申請の促進に努めます。

## 9 介護保険料の収納確保

介護保険制度を適正かつ持続可能なものとして運営するため、重要な財源である介護保険料の収納確保に努めます。

- (1) 普通徴収者の口座振替の利用を促進します。
- (2) 介護保険制度の啓発による滞納防止に努めるとともに、滞納者に対するさまざまな対応策を実施し、適正な滞納整理に努めます。

## 10 介護療養病床の円滑な転換

介護療養病床の円滑な転換ができるよう、利用者等への対応に努めます。

- (1) 介護療養病床の転換について適切に情報の提供を実施します。
- (2) 介護療養病床の利用者に対し、その状況に応じた丁寧かつ適切な情報の提供に努めます。
- (3) 介護療養病床から介護保険施設等に転換する場合は、国の交付金の活用により、事業者に対し転換助成を実施します。

## 11 計画の達成状況の点検及び評価

計画に基づいて、介護保険施策を着実に推進するため、計画の進捗状況等についての点検・評価を行っていきます。

資料1 いの町高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画用語解説

用語	解説
*1 団塊の世代	昭和22～24年頃の第一次ベビーブームに生まれた世代のことをいいます。
*2 地域包括ケアシステム	地域の住民に対し、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みです。
*3 バリアフリー化	障害者や高齢者をはじめ誰もが自由に行動でき快適な生活を送るために工夫をすすめることで、例えば、道路や建物入口の段差整備や多目的トイレ、視覚障害者にも対応した案内標識、エレベーターやスロープ設置等のことをいいます。
*4 ユニバーサルデザイン	1990年代にアメリカのノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス博士が提唱したもので、年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを指す概念です。
*5 ケアマネジメント	よりよい生活を要介護者本人とその家族の両者について実現していくために、ニーズをしっかりと捉えて保健、医療、福祉などの生活全般にわたるケアを効果的、効率的に計画し、提供していく総合的な援助を指します。
*6 認知症疾患医療センター	地域医療と連携し、診断や治療が難しい認知症高齢者を受け入れる切り札的な施設です。
*7 キャラバン・メイト	認知症サポーター養成講座の講師となって市民に認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を伝えるボランティアのことです。
*8 市民後見	一般市民が親族のいない認知症の高齢者らの成年後見人になることです。

用語	解説
*9 措置	市町村等が各法律等に基づいて行う、養護施設への入所決定等の行政処分のことです。
*10 ケアプラン (介護サービス計画)	要介護または要支援と認定された被保険者等の依頼に応じて、アセスメントと本人や家族等の意向を基にケアマネジャーによって立てられるサービス提供の計画です。
*11 認知症サポーター	認知症の人が住みなれた地域で生活ができるように、認知症の理解者となることを目的に開催した養成講座を受講した人です。
*12 るんるん若ガエル体操	いの町が、高齢者の運動機能向上のためのプログラムとして開発した、体操のことです。
*13 成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、意思能力がない、または、判断能力が不十分な成年者のために財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を行うための制度です。法律による後見の制度である「法定後見制度」と、契約による「任意後見制度」に大別されます。
*14 ワンストップサービス	一度の手続きで、必要とする行政手続きをすべて完了させられるように設計されたサービスのことでです。
*15 介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護保険の認定者からの相談に応じ、その希望や心身の状況から適切な在宅または施設サービスが利用できるように、介護サービス計画を立てるとともに市町村、居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。
*16 第1号被保険者	65歳以上の被保険者のことです。
*17 第2号被保険者	40歳から65歳未満の医療保険に加入している被保険者のことです。



資料2 いの町高齢者福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	所属機関・役職名	氏 名	所属部会
保健医療関係者	いの医師団会長	◎ 西村 孔佑	介護保険事業計画部会
	吾川郡医師会監事	國行 陸海	介護保険事業計画部会 (部会長)
福祉関係者	社会福祉協議会吾北支所長	森川 森次	介護保険事業計画部会
	地域包括支援センター係長	森 紀子	介護保険事業計画部会
	民生委員・児童委員協議会 伊野地区会長	○ 町田 好徳	高齢者福祉計画部会
	民生委員・児童委員協議会 吾北地区会長	久保田敏晴	高齢者福祉計画部会
	民生委員・児童委員協議会 本川地区会長	古田 好輝	高齢者福祉計画部会
	シルバー人材センター 事務局長	上田 敬介	高齢者福祉計画部会 (部会長)
	ボランティア(地区活動) ミニデイサービス世話役	中山 和	高齢者福祉計画部会
被保険者代表	区長連合会会長	森岡健一郎	介護保険事業計画部会
	老人クラブ連合会会長 (伊野地区)	加藤美代治	高齢者福祉計画部会
	老人クラブ連合会副会長 (吾北地区)	中山 金重	高齢者福祉計画部会
	老人クラブ連合会副会長 (本川地区)	山中 治	高齢者福祉計画部会
	健康づくり婦人会会長	土居美代子	高齢者福祉計画部会
行政関係者	中央西福祉保健所 次長兼地域支援室長	坂本喜代子	高齢者福祉計画部会
	中央西福祉保健所 地域支援室主幹	須賀 由香	介護保険事業計画部会

※◎策定委員会 委員長、○策定委員会 副委員長

### 資料3 いの町高齢者福祉計画策定委員会設置要綱

(平成17年6月30日訓令第22号)

(目的)

第1条 この訓令は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画（以下「いの町高齢者福祉計画」という。）を策定することにより、高齢者の福祉に関する施策について、計画的な推進と展開を行い、「安心とやさしさ健康福祉のまちづくり」の実現に資することを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するために、いの町高齢者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉計画及び介護保険事業計画に基づく諸施策の現状分析に関すること。
- (2) 福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに関すること。
- (3) 福祉計画及び介護保険事業計画推進の方策に関すること。
- (4) 福祉計画及び介護保険事業計画との調和に関すること。
- (5) その他、福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関して必要なこと。

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる保健・福祉・医療等に関する機関、団体等の中から、町長が委嘱する者（以下「委員」という。）16人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から3年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱されたときにおける身分を喪失したときは、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員の再任は妨げない。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長、副委員長各1人を置き委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、委員会の議長となる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会に、各計画の個別事項を研究し、検討し及び協議するため、次の部会を置く。

- (1) 高齢者福祉計画部会
- (2) 介護保険事業計画部会

2 部会に属する委員は、別表のとおりとする。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の運営上必要な庶務は、ほけん福祉課において行う。

(費用の弁償)

第10条 委員会に要する費用弁償及び旅費は、地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例（平成16年の町条例第38号）を準用する。

（その他）

第11条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年7月8日訓令第26号）

この訓令は、平成20年7月8日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則（平成20年9月1日訓令第31号）

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日訓令第7号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

別表（第4条、第8条関係）

区分	所属機関・団体名	高齢者福祉計画部会	介護保険事業計画部会
保健・医療関係者	町内医療機関		2名
福祉関係者	いの町社会福祉協議会		1名
	地域包括支援センター		1名
	民生委員・児童委員協議会	3名	
	シルバー人材センター	1名	
	ボランティア（地区活動）	1名	
被保険者代表	区長会		1名
	老人クラブ連合会	3名	
	健康づくり婦人会	1名	
行政関係者	中央西福祉保健所	1名	1名